大分県労働委員会会報

第60号 (平成26年版)

大分県労働委員会事務局

大分県労働委員会会報目次

第1章 第	労働委員会の概要と組織
第1節	概 要1
第2節	委員及びあっせん員候補者 3
第3節	総会及び公益委員会議 6
1	総 会
2	公益委員会議7
第2章 平	^工 成26年における審査・調査の概要
1	不当労働行為事件8
2	調整事件8
)労働争議の調整8
(2	2) 個別労働関係紛争のあっせん9
第3章 額	· —
第1節	不当労働行為事件の審査 10
1	概 況10
2	不当労働行為事件審査取扱一覧表10
3	事件の概要11
第2節	再審査事件11
第3節	行政訴訟事件
第4節	労働組合の資格審査12
1	概 況12
2	組合資格審查取扱一覧表12
第4章 調	· —
第1節	労働争議の調整13
1	概 況13
2	労働争議調整事件調整状況一覧表16
3	事件の概要
第2節	個別労働関係紛争のあっせん事件20
1	概 況20
2	個別労働関係紛争事件調整状況一覧表24
3	事件の概要
第3節	争議行為予告及び労働争議実情調査28
1	争議行為予告
2	労働争議実情調査30
第5章 第	労働相談業務・個別労働紛争処理制度周知月間
第1節	労働相談業務の概況 31
第2節	労働相談週間 32
第3節	個別労働紛争処理制度周知月間33

第6章	: 会	議及び研修	
	1	全国会議	• 34
	2	九州地区会議	35
	3	研究・研修	38
【資料	編】		
	第1	不当労働行為審査事件の推移	40
	第2	労働組合の資格審査の推移	42
	第3	労働争議調整事件の推移	- 43
	第4	個別労働関係紛争あっせん事件の推移	45
	第5	県内及び全国有効求人倍率・完全失業率の推移	45
	第6	労働組合数、組合員数、推定組織率の状況	- 46
	第7	労働争議の発生状況	4 7
	第8	委 員	- 48
	第9	事務局組織・職員数	- 49
	第10) 大分県労働委員会規則	- 50

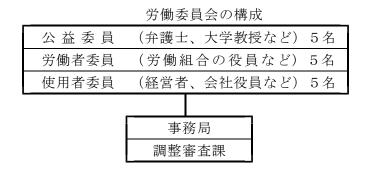
第1章 労働委員会の概要と組織

第1節 概要

1 労働委員会のしくみ

- (1) 労働委員会は、労使関係の公正な調整を図るため、労働組合法第19条の12第1項、地方 自治法第180条の5第2項に基づき、都道府県に設置された『労使紛争を解決するための 専門的な行政機関(いわゆる行政委員会)』です。
- (2) 大分県労働委員会は、知事から任命された公益を代表する「公益委員」、労働者を代表 する「労働者委員」、使用者を代表する「使用者委員」の公労使三者同数の15名の委員で 構成されており、労使それぞれの立場を反映させながら中立公正な紛争処理を行っていま す。

また、委員会の事務を整理するために事務局が置かれています。



(3) 労使間の諸問題は、労使双方が誠意を持って話し合い、自主的に解決することが最も望ましい姿ですが、話し合いがまとまらず、当事者間で解決することが困難な場合があります。このような場合、公平な第三者として労使を仲立し、よりよい労使関係を形成するための手伝いをするのが労働委員会です。

2 労働委員会の仕事

労働委員会の仕事は、大きく分けると次の三つが主なものです。

労働組合法に基づき、集団的労使関係に関わる

- ① 不当労働行為の審査、判定を行う機能(審査機能、準司法機能)
- ② 労働争議のあっせん、調停、仲裁を行う機能(調整機能)

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、知事から事務委任された

③ 個別労働関係紛争のあっせん (調整機能:平成14年4月から実施)

その他に、労働組合の資格審査、争議行為の予告通知と発生通知の受理及び労働争議の実 情調査があります。

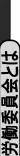
また、あっせん等に取り組む前段として、労働相談も行っております。

3 労働委員会の特色

労働委員会の特色としては、手数料などが無料であることに加え、原則として、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者で解決に当たる点が挙げられます。

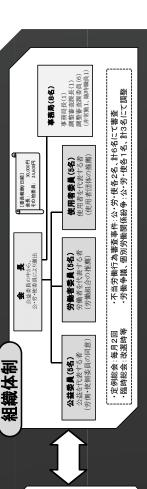
公労使の三者委員は、一致団結して事件処理を進めており、当事者双方の主張を十分聴いた上で、解決のための合意形成を図ったり、法のルールに基づく命令を発します。

翢 乾 **4**K 呱 来 便 釆 账 大分



労働委員会は、労働者の団結等の保護及び労働組合と企業との間の紛争解決を図るため、労働組合法に基づいて設置された三者構成(公益委員、労働者委員、使用者委員)の独立行政委員会。 【**職務】**

- ①不当労働行為事件の審査、労働争議の調整(あっせん、調序、中裁)、労働組合の資格審査(労働組合法) ②知事から事務委任(H14年4月)による個別労働関係紛争のあっせん(個別労働紛争法) 【特色】
- ・法律上唯一認められた労働争議の調整を行う公的機関 ・公正中立な第三者として労使を仲立ちし、よりよい労使関係を形成するための手伝いをする ・手数料無料。手続き簡便。処理迅速。(あっせん) ・白黒を付けるのでは無く互いの歩みよりによる解決を目指す。非公開。(あっせん)



主な4業務

個別労働関係紛争

労働相談

- ・将来に向けての労使関係の安定 労働紛争の未然防止 [労働相談の目的]
 - ・あっせん事案の堀り起こ

条件等に関するトラブルを解決するため、当事者双方の主張を聴いて、双方の歩み客りによ 個々の労働者と事業主等との間で起きた労働

る円満な紛争解決を手助けすること

個別労働関係総争のあっせんとは・・・

・労働実態の把握や解決策の検討を通じた職員の資質向上

労使紛争を公正中立な立場から解決できる労働委員会の 特性を生かし、労働問題に関わる相談を、土日、夜間を含め 集中的に実施。(本県独自事業。年2回実施。 【**悩まず どんとこい相談】(H18**2~実施)

【主な相談内容】(26年319件のうち)

①パワハラ・いやがらせ(38件12%) ②貸金未払(29件10%)③解雇・雇止め(27件9%)④年休・休暇(22件7%)*業種別では、医療福祉9%、卸小売6%、製造6%

平成26年労働相談の実施状況

打切り

胀

娤

取下げ

L											
_	/		架	相談者別	別			相談内容別	內容別		
	/		光	使		函	経	賃	泺	4	
		/	讏	Щ	4	¥	[М]	徘	讏	6	4
		/	抻	艸	Ħ	₩	\prec	排	₩	割	ia.
						贵	曲		#		
	型	集団	19	4	23	12	7	2	2	11	29
	談件	個別	146	11	157	3	9/	65	75	71	290
	数	丰	165	15	180	15	78	67	77	82	319
10	あっせ	集団	2		2	l l				1	2
H-I	んに 至った	個別	2		2		1	1	1	1	4
	件数	杣	4		4	1	1	1	1	2	9

不当労働行為事件

不当労働行為とは・・・

②労働者の代表と団体交渉を正当な理由なく拒むこと。 ①労働組合への加入、結成、組合の正当な行為等を 理由として解雇、不利益な取扱いをすること。 使用者が労働組合又は労働者に対して行う行為

③労働者が組合を結成し、若しくは運営することを支 ④労働委員会への不当労働行為救済申立等を理由 配又は介入すること

ヒする不利益取扱いを行うこと



を発展機 **東京店舗 小 東京直接** 大分冶物 本語画画籍 **歐犯機** 一 ンは田坂祭 労働者側から 救済の申立 中光像

・洗人側の不識実団交及び支配介入があったとして検済の申立て。 ・労働協約に基づき、新組合鑑へ直ちに復帰させることや、組合鑑の光熱水費の法人負担の際止など4条件の撤廃を主現。 至る直前に、法人側は4条件の撤廃。組合側は将来の光熱水費の 了承により、即時の新組合室の使用が認められ、和解にて解決。
 年
 H21
 H22
 H23
 H24
 H25

 件数
 1
 0
 0
 0
 1
 [教育·学習支援業]

実績・主な事例

負担の丁承により、即時の 【解決目: H26.6.11】

労働争議(調整)とは・・・

労働争議(集団的労使紛争)

労働組合と使用者との間に労働条件や労使 関係等に関する紛争が発生し、労使間での自 主的な解決が困難な場合に、労使の主張を公 正な立場で調整し、紛争の話合いこよる円満 な解決の手助けをすること

あっせんのながれ

自主解決によりあっせ んの必要がなくなった 被申請者があっせん に応じない あっせん案を労使 双方が受諾 労使の歩み寄りが ない 1 双方から事情聴取・主張 しながら、主張を調整する。 の提示や自主解決、話 の確認を行い、譲歩を促 合いを勧める。 あっせん作業 あっせん員指名 事前調査(労働者及び事業主双方) (労働者又は事業主) あっせん申請

う主張。 ・使用者は、日勤への変更は組合員の健康状態を考慮したためて あると主張。 ・組合は、日勤への変更は身体への負担が大きいので撤回する』 件数 3 7 6 6 9 # H21H22H23H24H25H 実績・主な事例 [廃棄物処理業]

実績・主な事例)

第2節 委員及びあっせん員候補者

1 委 員

当委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員各5名で構成されています。 委員の任期は2年と定められており、第43期委員は平成26年2月3日付けで任命され、平成28年2月2日に任期が終了します。

	期委員	名簿	(◎会	長	〇会長代理)	(平成26年2月3日~28年2月2日)
区分		氏	名		現 職	備考
公	◎ 麻	生	昭	_	弁護士	第39期 ~
益	O 鈴	木	芳	明	大分大学経済学部教授	第42期 ~
委	佐	藤	トモ	П	元福岡労働局雇用均等室長	第41期 ~
員	須	賀	陽	1	弁護士	第41期 ~
	三	浦	恭	子	一級建築士	第43期 ~
労	幹 村		員 正	利	連合大分会長	第40期 ~
働	首	藤	浩	1	情報産業労働組合連合会 大分県協議会議長	第42期 ~
者	則	松	佳	子	大分県高等学校教職員組合書記	2長 第42期 ~
委	松	尾	竜	1]	新日鐵住金大分労働組合組合長	第43期 ~ (平成26年 9 月22日就任)
員	志	賀	慎		日本郵政グループ労働組合 大分連絡協議会議長	第43期 ~
	神	•	健	_	新日鐵住金大分労働組合組合長	第42期 ~ 43期 (平成26年9月21日辞任)
使	幹 大		員 伸	宏	大分県経営者協会専務理事	第41期 ~
用	赤	松	健 一	郎	三和酒類株式会社代表取締役会	第40期 ~
者	杉	原	正	晴	大分交通株式会社代表取締役社	:長 第37期 ~
委	田	北	裕	之	大分製紙株式会社代表取締役社	:長 第40期 ~
員	馬	場	ヒロ	子	日本連合警備株式会社代表取締	5役社長 第41期 ~

第43期委員(平成26年2月3日~)

公 益 委 員



麻生 昭一 会 長



鈴木 芳明 会長代理



佐藤トモコ 委 員



須賀 陽二 委 員



三浦 恭子 委 員

労働者委員



村田 正利幹事委員



首藤 浩二 委 員



則松 佳子 委 員



松尾 竜二 委 員 (9月22日~)



志賀 慎二 委 員

使 用 者 委 員



大塚 伸宏幹事委員



赤松健一郎 委 員



杉原 正晴 委 員



田北 裕之 委 員



馬場ヒロ子 委 員

退任労働者委員(平成26年9月21日辞任)



神田 健一 委 員

2 あっせん員候補者

第43期委員の任命(平成26年2月3日付)に伴い、大分県労働委員会委員申合せの規定に基づき、平成26年2月12日付けで、あっせん員候補者の委嘱及び解任を行いました。また、事務局職員の異動及び労働者委員の交代に伴い、平成26年4月8日及び平成26年9月24日付けで委嘱及び解任を行いました。

(平成26年9月24日現在)

		平成26年9月24日現在)
氏 名	現 職	委嘱年月日
麻 生 昭 一	大分県労働委員会会長 公益委員	平18. 1. 26
鈴木芳明	会長代理 公益委員	平25. 2. 26
佐藤トモコ	公益委員	平22. 2. 9
須 賀 陽 二	II	平22. 2. 9
三浦恭子	II	平26. 2.12
村 田 正 利	労働者委員	平20. 10. 14
首 藤 浩 二	II	平24. 10. 23
則 松 佳 子	II	平24. 2.14
松尾竜二	II	平26. 9. 24
志賀慎二	II	平26. 2. 12
大 塚 伸 宏	使用者委員	平22. 2. 9
赤松健一郎	II	平20. 2.12
杉原正晴	"	平14. 2. 5
田北裕之	"	平20. 2. 12
馬場ヒロ子	II	平22. 8. 24
小 嶋 浩 久	大分県労働委員会 事務局長	平26. 4. 8
後藤大	" 調整審査課長	平26. 4. 8

第3節 総会及び公益委員会議

労働委員会の重要事項は、すべて合議制の会議で決定され、労委規則第3条第1項に基づく総会及び公益委員会議並びに同条第2項に基づく調停委員会等の会議があります。

1 総 会

総会は委員の全員で行い、定例総会は、原則として毎月第2及び第4火曜日に開催し、そのほか必要なときに臨時に開催することになっています。平成26年中の臨時総会は、委員改選に伴い、2月4日(第1537回)に開催しました。平成26年中の開催状況は、次のとおりです。

総会開催状況一覧表

	惟认汉		見衣
通算	開催		
			主
回数	期日		
1536	1.28	1	平成25年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況の公
		-	表について
		2	(不) 事件 (25年1号) について
		3	(個)紛争(26年1号)あっせん申請について(申請)
		4	「悩まず どんとこい労働相談」週間について
		5	感謝状贈呈式及び辞令交付式並びに委員改選に伴う臨時総会等について
		6	第72回委員研究会について
1537	2. 4	1	会長及び会長代理の選挙
(臨時)		2	平成25年度末・26年度大分県労働委員会主要会議等日程について
1538	2. 12	1	あっせん員候補者の委嘱及び解任について
		2	(不) 事件 (25年1号) について
		3	(個) 紛争 (26年1号) について
1539	2. 25	1	(不) 事件 (25年1号) について
		2	(個)紛争(26年1号)終結について(打切り)
		3	九州地区労働委員会使用者委員代表者会議について(報告)
		4	「悩まず どんとこい労働相談」週間における相談状況について
1540	3. 11	1	(不) 事件 (25年1号) について
		2	争議行為予告
		3	大分県労働委員会会報(平成25年版)について
1541	3. 25	1	(不) 事件 (25年1号) について
		2	争議行為予告
		3	2013年度九州ブロック労委労協第2回幹事会について(報告)
		4	事務局職員の異動について
1542	4. 8	1	あっせん員候補者の委嘱及び解任について
		2	(不) 事件 (25年1号) について
1543	4.21	1	(不) 事件 (25年1号) について
		2	(調)事件(26年1号)あっせん申請について(申請)
1544	5. 13	1	(不) 事件 (25年1号) について
		2	(調) 事件 (26年1号) について
		3	九州労働委員会会長会議について(報告)
		4	全労委使用者委員連絡会議幹事会について(報告)
1545	5. 26	1	(不)事件(25年1号)について
		2	(調) 事件(26年1号) について
		3	第81回九州労働委員会連絡協議会について(報告)
		4	2014年度九州ブロック労委労協総会・研修会について(報告)
1546	6. 10	1	(不)事件(25年1号)について
		2	(調)事件(26年1号)について
		3	争議行為予告

通算	開催	
		主要議題
回数	期日	
1547	6. 24	1 (不) 事件(25年1号)終結について(関与和解)
		2 (調) 事件 (26年1号) について
		3 平成26年度全国労働委員会会長連絡会議について (報告)
1548	7. 8	1 (調)事件(26年1号)について
		2 (調) 事件 (26年 2 号) あっせん申請について (申請)
		3 (不) 事件(25年1号)終結(関与和解)についての意見交換
1549	7. 22	1 (調)事件(26年1号)について
		2 (調)事件(26年2号)について
1550	8. 26	1 (調)事件(26年1号)終結について(打切り)
		2 (調)事件(26年2号)終結について(取下げ)
		3 (個) 紛争 (26年2号) あっせん申請について (申請)
		4 争議行為予告
		5 2014年度九州ブロック労委労協第1回幹事会について(報告)
		6 平成26年度個別労働紛争処理制度周知月間における取組(案)について
		7 委員退任式
1551	9. 8	
1552	9. 24	1 あっせん員候補者の委嘱及び解任について
		2 第670回公益委員会議(26年9月8日開催)について
		3 平成26年度公労使委員合同研修について(報告)
1553	10. 7	1 第3回全労委使用者委員連絡会議幹事会について(報告)
		2 第42回九州地区労働委員会使用者委員研修会について(報告)
1554	10.21	1 (個) 紛争(26年3号) あっせん申請について(申請)
		2 平成26年度九州労働委員会公益委員連絡会議について(報告)
		3 「悩まず どんとこい労働相談」週間について(報告)
		4 委員講話「ユニオン・ショップ」(公益委員)
1555	11. 11	1 (調)事件(26年3号)あっせん申請及び終結について(申請及び取下げ)
		2 (個) 紛争(26年3号)終結について(取下げ)
		3 争議行為予告
		4 委員講話「連合大分の労働相談の状況及び2014春季生活闘争最終回答集計
1550	11 05	結果について」(労働者委員) 1 免業会さるよ
1556	11. 25	1 争議行為予告
1557	12. 9	2 第69回全国労働委員会連絡協議会総会について(報告)
1557	12. 9	1 平成26年度末·27年度大分県労働委員会主要会議等日程(案)について 2 委員講話「職場の活性化、社員のモチベーションアップに関する経営者協
		2 委員講話「職場の活性化、社員のモチベーションアップに関する経営者協 会の取組」(使用者委員)
1558	12. 24	
		1 「悩まり てんてこいカ側相談」週間の美地について

(調): 労働関係調整法第2章に規定するあっせん事件

(個):個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき事務委任され、あっせんを行う紛争

2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合法第24条、地方公営企業等の労働関係に関する法律第16条の2の規定により、公益委員のみの権限とされている事項を審議するものです。 平成26年中の開催状況は、次のとおりです。

通	算	開	催							
					主	要	議	題		
口	数	期	日							
6	70	9.	8	1 労働者委員推	薦に伴う資	資格審査	(X2組合及びX	3組合)	について	(適合決
				定)						

第2章 平成26年における審査・調査の概要

1 不当労働行為事件

科排	重	
+>4>	状况	関与 和解
†\$	株 型	26. 6.11
数	終結まで に要した 日数	511
処理日	和綱に 要した 日数	142
	審査に 要した 日数	369
計画数量	り り 世 数 数	I
審社の	計画で 定めた 日数	406
1.	数数	4 ×
=	回数回数	4 □
K	回数回	2
1:	年月日	25. 1.17
かずの女がよって小士	同×9 0次角Vア4台	・平成1年3月締結の労働協約に基づく、兼組合室への無条件復帰を拒否し、支配介入をしないことによってより、ポストノーティス・ポストノーティス
日子七月	事件备万	平成25年 (不) 第1号

調整事件 (1) 労働争議の調整

表			
	打切り	取下げ	取下げ
終結年月日	26. 8. 4	26. 8. 4	26. 11. 11
四 四 数	109	29	14
間を解析を	З 🗉	I	
国	S _П	3 旦	2 回
申請年月日	26. 4.18	26. 7. 7	26. 10. 29
調整事項	申請者組合員の勤務ローテーションを 4月16日付けで通知した日勤勤務を撤 回し、従来の2013年度と同様の夜勤ローテーションに戻すこと	• 団交促進	・給与規程の改定に係る経過措置の導入
X X	あっせん	11	ll .
事件番号	平成26年 (調) 第1号	平成26年 (調)第2号	平成26年 (調) 第3号

(2) 個別労働関係紛争のあっせん

華			
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	打切り	解決	取下げ
終 結年月日	26. 2.18	26. 8.28	26. 11. 10
加 数 類	23	37	28
回離数	1 🗆	1 回	1
置 回 数	日 乙	2 回	2回
申 寺	26. 1.27	26. 7.23	26. 10. 14
調整事項	・雇用契約を更新できないことの理由の 説明 ・雇用契約の更新 (継続)	・解雇撤回 ・未払残業代の支払	・退職に当たっての年次有給休暇の取得を認めること及びそれに伴う離職日の 訂正
ж М	あっせん	11	ll.
事件番号	平成26年 (個) 第1号	平成26年 (個) 第2号	平成26年 (個) 第3号

第3章 審 査

第1節 不当労働行為事件の審査

1 概 況

労働組合法第7条及び第27条の規定に基づく不当労働行為の救済申立てについては、平成26年中になされたものはなく、前年に申立てがなされ26年に繰り越されたものが1件で、平成26年中の取扱件数は1件であり、関与和解により終結した。

なお、終結事件の平均所要日数の推移は、次のとおりである。

終結事件の平均所要日数

区分			終	結	区	分			総	数
	命令	・決定	関与	五和 解	無関	与和解	取	下	形态	剱
	/rl. NG/.	平均所要	III. NG	平均所要	/d. %/.	平均所要	/d. 18/	平均所要	Int. Not.	平均所要
年	件数	日 数	件数	日 数	件数	日 数	件数	日 数	件数	日 数
22										
23							1	9,010	1	9,010
24										
25										
26			1	511					1	511
1件当り 平 均			1	511			1	9, 010	2	4, 761

2 不当労働行為事件審査取扱一覧表

No.	事件 番号	申立人区分	<u>申立日</u> 終結日	審査 委員	参与 労	委員使	担当職員	備	考
1	平成25年 (不)第1号	組合	25. 1.17 26. 6.11	麻生須賀	村田 吐合 (H26. 1.20退 任) 首藤 (H26. 1.21就 任)	大塚 杉原	堤 佐藤	23	

[※] 備考欄の②③は、申立事由が労組法第7条の第2号及び第3号に該当することを示す ものである。

3 事件の概要

平成25年(不)第1号

(1) 当事者

ア 申 立 人 X組合イ 被申立人 Y法人

- (**2**) **申立年月日** 平成25年1月17日
- (3) 担当委員 (審 査) 麻生 昭一、須賀 陽二 (参与・労) 村田 正利、吐合 史郎(H26.1.20退任) 首藤 浩二(H26. 1.21就任) (参与・使) 大塚 伸宏、杉原 正晴

(4) 請求する救済内容

①被申立人は、申立人に対し、2009年3月31日に締結した組合室復帰の労働協約に基づいて現在の仮設組合室から休養室内にある新組合室へ無条件で直ちに復帰させなければならない。復帰を拒否することにより、支配介入してはならない。

②被申立人は、本命令受領後10日以内に、下記文書を申立人に手交し、あわせて縦110センチメートル、横70センチメートルの白紙に、下記のとおりわかりやすく楷書で墨書して、学内の教職員が見えやすい場所に10日間掲示するとともに学内イントラにも掲載すること。

(文章省略)

(5) 申立人の主張要旨

2009年3月31日に申立人は被申立人との間で、組合室の一時的移転の条件や耐震改修工事完成後の復帰に関する組合室復帰協約を締結し、仮設組合室へ移動した。ところが、その後、この協約を守らず、新組合室への移転に4つの条件をつけ、これを飲まなければ復帰を拒否するという対応をとっている。新組合室への移転問題で誠実な団体交渉を行わなかったこと及び無条件で復帰させるという合意があるにも関わらず復帰を拒否したことは、労組法第7条第2号、第3号に該当する不当労働行為である。

(6) 被申立人の主張要旨

2009年3月31日に組合室の一時的移転に伴い組合室復帰協約を締結したのは事実であるが、その後、もとの教養教育棟内に戻すことができなくなったため、組合と協議を重ね、新たに整備した大規模休憩室内に新組合室を確保することで合意に至った。以前の組合室と違い、新たに整備した施設内に入ってもらうに際しては、組合室自体は無料で貸与するが、光熱水費の負担を求めることはおかしいことではない。また、掲示板についての協定や災害等の場合の使用不承認、協約に1年の有効期限を設けることも光熱水費の負担を求めることと同様、不当労働行為には該当しない。

(7) 審査等経過

25年4月3日から同年6月28日までの間委員調査を3回行い、同年8月1日から11月28日までの間審問を4回行うとともに、その間、和解の可能性についても非公式の折衝を重ねた。平成26年1月21日から同年6月11日までの間和解勧試を4回行い、第4回和解勧試で、和解(関与和解)が成立し、同日付けで申立人から取下書が提出され、本件は終結した。

第2節 再審査事件

平成26年中に当労委の命令・決定を不服とする中央労働委員会への再審査の申立てはなかった。

第3節 行政訴訟事件

平成26年中に当労委の命令・決定を不服とする行政訴訟はなかった。

第4節 労働組合の資格審査

1 概 況

労働組合法第5条の規定に基づく組合資格審査について、平成26年中の新規係属件数は2件である。

審査の結果、昨年から繰り越したもの1件と併せて、打切りしたものが1件、適合決定したものが2件である。

2 組合資格審査取扱一覧表

No.	審査番号	組合名	組合	係属	係属事由	終結	終結
		744 11 11	員数	年月日		年月日	結果
1	平成25年 第1号	X 1 組合	214	25. 1.17	不当労働行為	26. 6.11	打切り
2	平成26年 第 1 号	X 2 組合	122	26. 8.29	委員推薦	26. 9. 8	適合
3	平成26年 第 2 号	X3組合	1,854	26. 9. 1	委員推薦	26. 9. 8	適合

第4章 調整

第1節 労働争議の調整

1 概 況

労働争議の調整には、労働関係調整法第2章、第3章及び第4章にそれぞれ規定するあっせん、調停、仲裁があるが、平成26年の取扱状況は、次のとおりである。

(1)調整事件調整件数

平成26年の取扱件数は、あっせん3件であり、すべて新規係属事件である。

(2)申請者別、主要調整事項別、産業別申請状況

新規係属事件3件は、すべて労働組合からの申請によるものであり、うち2件が合同労組からの申請である。

主要調整事項別では、配置転換が1件、団交促進が1件、その他が1件となっている。 産業別では、廃棄物処理業1件、小売業1件、医療業1件となっている。

(3)終結状況

係属事件3件は全て終結した。終結内訳は、打切り1件、取下げ2件となっている。

(4)終結事件処理日数

終結事件のうち、最も短いものは14日、最も長いものは109日で、1事件当たりの平均処理 日数は50.7日となっている。

調整区分別申請及び調整件数

1477		7) 7) T 06 4	7 0 mare 1	1 20											
	〉 区分			年	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
新	あ	つ	せ	ん	5	5		3	3	7	6	6	9	3	47
規	調			停											
申	仲			裁											
請		小	計		5	5		3	3	7	6	6	9	3	47
前:	年か	らの繰越	女(あっせ	:ん)		1			1			1			_
取		扱	件	数	5	6	0	3	4	7	6	7	9	3	

申請者別申請件数

区分	<u>,</u>	_		年	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
組	合		申	請	5	4		3	3	7	6	6	9	3	46
使	用	者	申	請		1									1
双	方		申	請											
職				権											
	合		計		5	5	0	3	3	7	6	6	9	3	47

主要調整事項別申請件数

					年											
				_		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
区	分															
経	賃		上		げ						1					1
済	_		時		金		1			1	1					3
的	解	雇		手	当											0
事	そ		の		他		2									2
項		小		前	+		3			1	2					6
非	労	働		協	約								1	1		2
経	解				雇	3	1			1	2		1	2		10
済	寸	交		促	進	2	1			1	1	5	3	4	1	18
的	配	置転	換	•	出向				1				1		1	3
事	そ		\mathcal{O}		他				2		2	1		2	1	8
項		小		計	+	5	2		3	2	5	6	6	9	3	41
	É	<u>}</u>		計		5	5	0	3	3	7	6	6	9	3	47

産業別申請件数

年	1.77	10	10	00	01	00	-00	0.4	0.5	0.0	⇒ı
区分	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
< 製 造 業 >	1			1		1					3
食料品製造業				1		1					2
窯業・土石製品製造業	1										1
< 情報通信業>				1							1
通 信 業				1							1
< 運 輸 業 >		2			1		1	1			5
道路旅客運送業		1									1
道路貨物運送業		1			1		1	1			4
< 卸 売 業 、 小 売 業 >						1	1		2	1	5
<不動産業、物品賃貸業>	1					1					2
<学術研究、専門・技術サービス業 >						1			1		2
技術サービス業						1			1		2
< 宿泊業・飲食サービス業 >									1		1
< 生活関連サービス業 >											0
< 医 療 、 福 祉 >	1					2	1	3	5	1	13
医療業						1	1	3	5	1	11
社会保険・社会福祉・介護事業	1					1					2
< 教 育 、 学 習 支 援 業 >		1		1	1		3				6
< 複 合 サ ー ビ ス 業 >		2									2
森 林 組 合		1									1
事業協同組合		1									1
< サ ー ビ ス 業 >	3				1	1		2		1	8
その他の事業サービス業	2			 							2
労 働 者 派 遣 業	1			ļ	11						2
廃 棄 物 処 理 業		<u> </u>		ļ ,			 	1		_ 1	2
自動車整備業		<u> </u>									0
その他のサービス業						1		1			2
上 計 注)17年の中誌供料は、独中部	6	5	0	3	3	7	6	6	9	3	48

注)17年の申請件数は、被申請者を2者とする申請があったため、数字が異なる。

終結状況・解決率

ψ 2 mμ γ	\ <u>\</u>	年											
区分			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
解		決	3	2		1	2	1	5	3	2		19
打	切	Ŋ		1				2		1	1	1	6
取	下	げ	1					1		3	3	2	10
規則	65条2項(不	開始)		3		1	2	3			3		12
	合	計	4	6		2	4	7	5	7	9	3	47
解	決 率	(%)	100	66. 7	_	100	100	33. 3	100	75. 0	66. 7	0	76. 0

注)解決率は、平成24年から中労委にあわせて見直したため、23年以前の会報の解決率とは一致しない。

解決率 =
$$\frac{$$
解 決 件 数 $}{$ 取下げ・不開始を除く終結件数 $} \times 100$

終結事件処理日数

区分			年	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
1 0 日		以	下	1				2	1					4
1 1	~	2	0 日	1	1		1		2		1	3	1	10
2 1	~	3	0 日	1	4				4		1	2	1	13
3 1	~	6	0 日	1			1	1		3	3	4		13
6 1	~	9	0 日		1					1	2			4
9 1 日		以	上					1		1			1	3
件	数		計	4	6		2	4	7	5	7	9	3	47
延べ	処	理	日 数	99	197	_	53	164	154	360	315	265	152	1, 759
1件当た	. り 平	均処	理日数	24.8	32. 8	1	26. 5	41.0	22. 0	72.0	45. 0	29. 4	50. 7	37. 4

注1)繰越事件は、終結年で計上している。

注2) 処理日数は、申請月日(当日を含む) から終結月日(当日を含む) までの日数をいう。

2 労働争議調整事件調整状況一覧表

_			
田 麗	和田和田田	佐藤	堤 佐藤
終結状況	打切り	販下げ	取下げ
処 理 日 数	109	53	14
終結年月日	26. 8.4	26. 8. 4	26. 11. 11
調整経過	26. 4.18 事前調査 (申請者) 26. 5. 8 事前調査 (被申請者) 26. 6. 9 第1回あっせん 26. 7.14 第2回あっせん 26. 8. 4 第3回あっせん	26. 7. 7 事前調査 (申請者) 26. 7.15 事前調査 (被申請者) 26. 7.29 事前調査 (被申請者) 26. 8. 4 取下書規出	26.10.29 事前調査(申請者) 26.11.6 事前調査(被申請者) 26.11.11 取下書提出
あっせん員 (公) (労) (歯)	三則田 浦松北	指名前終結	指名前終結
あっせん事項	 申請者組合員の勤務ローテーションを4月16日付で通知した日勤 勤務を撤回し、従来の2013年度 と同様の複勤ローテーションに 戻すこと。 	• 団交(尼進	・給与規程の改定にかかる経過措置の導入
祖 回数	(9)	428 (2)	207
洪 量 数	20	26	351
申請年月日	26. 4. 18	26. 7. 7	26. 10. 29
申請布	組合	組合	組合
業種	廃棄物 処理 業	小壳業	医療業
調整区分	あっせん	あっせん	あっせん
, 事件番号	26年(調) 1号	26年(調) 2号	26年(調) 3号
No.	H	2	က

注1) 処理日数は、申請月日(当日を含む)から終結月日(当日を含む)までの日数をいう。 注2) 組合員数欄の括弧書きは、当該事業所における組合員数である。

3 事件の概要

(1) 平成26年(調)第1号あっせん事件

_(1) 平成26年(訂	問)第1号あっせん事件
当申請者	A労働組合(合同労組)、B分会
事 被申請者 者	株式会社C 業種 廃棄物処理業
申請年月日	平成26年 4月18日
終結年月日	平成26年 8月 4日
終結区分	打切り
あっせん事項	申請者組合員の勤務ローテーションについて、4月16日付で通知した日勤勤務を撤回し、従来の2013年度と同様の夜勤ローテーションに戻すこと
あっせん員	三浦恭子(公)、則松佳子(労)、田北裕之(使)
事件の概況	1 申請者の主張 申請者組合員は1年契約の有期契約社員であり、現在まで9回契約を更 新している。昨年度までは夜勤での焼却機器の監視が主な業務であった。 者ところが、昨年度末に今年度の労働契約を締結するに当たり、被申請者 ところが、昨年度末に今年度の労働契約を締結するに当たり、で被申請者 担の少ない日勤にすると告げられた。 過去に4回倒れたことについては被申請者と認識の違いはあるが、申請者 担合員は自費で精密検査を2回受け、夜勤に支障がない旨の診断書を被申請者に提出したが、被申請者の判断は変わらなかった。 申請者組合員は現在、炉内清掃や草刈りを行っており、身体的な負担が 増して変えたことは理由がない。従来と同様の夜勤ローテーションに戻す である。
	2 被申請者の主張 申請者組合員は過去に4回倒れており、その内2回は救急搬送されている。夜勤中に倒れた場合には周りの目が届かない。そこで、被申請者の安全配慮義務を履行するために日勤への変更を告げた。炉内清掃や草刈り等の日勤業務を行う上では、申請者組合員に自身の体調を考慮して休憩を適宜取るように伝えている。
	3 あっせんの経緯及び結果 6月9日に第1回あっせんを行った。医学的な意見を踏まえて勤務労働条件を決定するとの方向で調整した結果、今までの健診結果及び主治医の申請者組合員の診察を踏まえて産業医の診断を仰ぐことで合意し、あっせん継続となった。 7月14日に第2回あっせんを行った。産業医の診断では、就労制限を要するが、更に心疾患及び脳疾患の精査が必要とのことであったため、二次健康診断の受診を勧める方向で調整した結果、同診断に係る給付制度の利用を早急に検討・利用し、その結果を踏まえて産業医の診断を仰ぐことで合意し、あっせん継続となった。 8月4日に第3回あっせんを行った。当日までに産業医の診断を仰ぐことはできなかったが、今後早急に実行するとの方向は確認した。しかし、医学的な根拠なしに勤務労働条件の変更をしたという被申請者の不手際があったことを協定書に盛り込むべきとの申請者からの要求に対して、被申請者は不手際はなかったとの姿勢を崩さず同要求を拒否したことから、あっせん員協議の結果、双方の合意を得ることは難しいと判断し、あっせんを打ち切ることとなった。

(2) 平成26年(調) 第2号あっせん事件

__ (2)平成26年(訂	制)第2号あっせん事件
当申請者	D労働組合 (合同労組)
事 被申請者 者	有限会社E業種、小売業
申請年月日	平成26年 7月 7日
終結年月日	平成26年 8月 4日
終結区分	取下げ
あっせん事項	団交促進
あっせん員	指名前終結
事件の概況	1 申請者の主張 1月31日及び2月14日、F同盟、Gユニオンによる①甲組合員へパワーハラスメントを行ったことを謝罪すると同時に相応の損害賠償を支払うこと② 乙組合員に対して、休業期間中の賃金を支払い、速やかに職場復帰させること等を議題とした団体交渉が開催されたが、交渉は平行線に終わった。 6月16日、申請者組合員はF同盟、Gユニオンを脱退し、申請者組合に加入した。 6月17日、申請者は被申請者に対して、あらためて前述の①、②を要求するため団体交渉を6月24日に開催することを申し込んだ文書を郵送したが、何の音沙汰もなかった。 そこで、あらためて、6月24日、団体交渉の申入れ通知を内容証明郵便で送達したが今回も何の音沙汰もなかった。 このように再三の団体交渉の申入れに対して、何の回答もないため、早急に団交の応諾を求める。
	2 被申請者の主張 6月17日、申請者から団体交渉の申込みがあったが、既に2回も前述の組合に対して、甲組合員及び乙組合員のことで団体交渉に応じていたので、さらに申請者との団体交渉に応じる必要はないと考えている。 3 あっせんの取下げ 7月15日、被申請者側の職員調査を行った際に、被申請者に対し団体交渉応諾の必要性について法的な趣旨を説明したところ理解を示した。しかしながら、団体交渉応諾について、回答期限としていた7月25日までに被申請者から事務局への回答がなかったので、職員が再度被申請者事務所を訪問し、回答の催促と団体交渉応諾の必要性について重ねて説得した。その結果、8月1日、被申請者から団体交渉応諾の連絡があり、翌8月2日に団体交渉が開催されたため、8月4日に申請者からあっせん申請取下書が提出され、本件争議は終結した。

(3) 平成26年(調) 第3号あっせん事件

_(3)平成26年	(調)第3号あっせん事件
当申請者	者 H労働組合
事 被申請者	者 社会福祉法人 I 業種 医療業
申請年月	日 平成26年10月29日
終結年月	
終結区	
あっせん事」	
あっせん」	員 指名前終結
事件の概え	1 申請者の主張 平成26年7月23日、申請者に対して被申請者から給与規程改定案の説明が あった。8月21日、団体交渉が開催され、当該改定案に反対の意を表明し た。9月24日、団体交渉が開催され、和解案として当該改定案をすべて同意 するかわりに経過措置として、今後5年間にわたり定期昇給が追いつくまで 平成26年度の年収を現給保障すること、または、今後5年間にわたり平成26 年度の住宅手当と家族手当を削減することなく保障することを提案したが、 被申請者は現給保障は困難というのみだった。当該申請者が提案した一定期 間年収の減額を避けて激減緩和の経過措置の導入を図った和解案を被申請者 が精査、検討してくれれば、その内容について真摯に団体交渉で話し合いた い。
	2 被申請者の主張 申請者から提案された和解案に対して、被申請者からも対案を提示した。 両案をたたき台として協議し、今回の給与規程改定案に対する申請者の理解 を求めるべく、これから本格的に団体交渉で妥結へ向け調整していくつもり であった。ところが、10月27日、申請者から突然に労働委員会にあっせん申 請する方針である旨の報告を受け、取りあえず申請者との交渉を中断してい るところである。あくまでも、現時点で給与規程改定案を議題とする団体交 渉を拒否する意思はなく、今後も真摯に申請者と協議を続けるつもりであ る。
	3 あっせんの取下げ 11月6日、被申請者側の職員調査を行った際に、被申請者は当該和解案を たたき台として、今後とも申請者と団体交渉で協議を続け、妥結へ向け調整 していく旨の説明があった。 この結果を受けて、11月10日、事務局職員から申請者に対して団体交渉に おける被申請者の今後の考え方を伝えると、申請された調整事項について は、当事者間で引き続き話し合われることとなった。 これにより11月11日付けで申請者から取下書が提出され、本件争議は終結 した。

第2節 個別労働関係紛争のあっせん事件

1 概 況

(1) あっせん事件調整件数

平成26年の取扱件数は3件であり、すべて新規係属事件である。

(2) 申請者別、あっせん事項別、産業別申請状況

新規係属事件3件は、すべて労働者からの申請によるものである。

あっせん事項別では、普通解雇1件、契約更新拒否1件、賃金未払1件、年次有給休暇 1件、その他1件となっている。

産業別では、飲食業1件、娯楽業1件、その他のサービス業1件となっている。

(3)終結状況

係属事件3件はすべて終結した。終結内訳は、解決1件、打切り1件、取下げ1件となっている。

(4)終結事件処理日数

終結事件のうち、処理日数が最も短いものは23日、最も長いものは37日で、1事件当たりの平均処理日数は29.3日となっている。

個別労働関係紛争のあっせん事件申請及び調整件数

年 区分	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
新規申請件数	2	4	3	3	4	6	5	3	2	3	35
前年からの繰越件数		1	1	1				1	1		_
取 扱 件 数	2	5	4	4	4	6	5	4	3	3	_

申請者別申請件数

X	分	\		年	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
労	働	者	申	請	2	4	3	3	4	6	5	3	2	3	35
使	用	者	申	請											
双	方		申	請											
	合		言	+	2	4	3	3	4	6	5	3	2	3	35

あっせん事項別申請件数

F.											
年区分	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
取扱件数	2	5	4	4	4	6	5	4	3	3	40
経営又は人事	2	6	1	2	1	3	3	3	4	2	26
解雇	1	2		1	1		3	3	2	2	15
-'2''E 配置転換、出向・転籍	1	 1				2			2	<u>-</u>	6
						1					1
		2									2
				1		:					1
その他経営又は人事		1				:					1
賃 金 等	1	1	5	4	3	4	1	3	1	1	24
賃 金 未 払 い			1	2	2	2	1		1	1	10
						1					1
		1		1		1		1			4
一 時 金					1						1
退 職 一 時 金			2					1			3
解 雇 手 当			1								1
諸 手 当	1							1			2
その他賃金			1	1							2
労 働 条 件 等	1	1				1				1	4
年 次 有 給 休 暇										1	1
時間外労働											0
安全・衛生		1									1
労 働 保 険											0
その他の労働条件等	1					1					2
職場の人間関係		2	1		1	2	1				7
セクハラ						1					1
嫌がらせ		2	1		1	1	1				6
そ の 他			2	2	1	1	4	1		1	12
そ の 他			2	2	1	1	4	1		1	12
総 計	4	10	8	8	6	11	9	7	5	5	73

注) 件数は、1件当たり複数の項目があるため、申請件数とは一致しない。

産業別申請件数

在 未加于明 IT 数						1					
年											
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
区分											
農業							1				1
建設業				1	1						2
製造業	ļ	1	2			1	1	1			6
(食料品製造業)			1								1
(木材・木製品製造業)			1								1
(印刷・同関連業)											0
(プラスチック製品製造業)						1					1
(業務用機械器具製造業)		1						1			2
(その他の製造業)							1				1
情報通信業					1						1
(通信業)					1						1
運輸業		1		1					1		3
(道路旅客運送業)				1							1
(道路貨物運送業)		1							1		2
卸売業・小売業	1	1		1		1		1	1		6
金融業・保険業											0
不動産業											0
宿泊業、飲食サービス業			1			1		1		1	4
(宿泊業)	t							1			1
(飲食店)			1			1				1	3
生活関連サービス業						1				1	2
(美容業)	t					1					1
(娯楽業)										1	1
教育・学習支援業						1					1
(学習塾)	<u> </u>					1					1
医療・福祉		1			1	1					3
(医療業)	 	- 1			├ <i></i>	-					1
(社会保険・社会福祉・介護事業)		•			1	1					2
サービス業	1				1		3			1	6
(自動車整備業)	- 			L	-		$\frac{-\frac{3}{1}}{1}$				1
(労働者派遣業)							1				0
(その他の事業サービス業)	1				1						2
(その他のサービス業)	1				1		2			1	3
合計	2	4	3	3	4	6	5	3	2	3	35
		4	ა	ა	4	U	IJ	ა	<i>\(\sigma\)</i>	ა	ამ

終結状況・解決率

4-4-14	יטלו אלוי	カクナ											
区分		年	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
解		決		1			1	2	3	1	3	1	12
打	切	Ŋ				2		3				1	6
取	下	げ	1	2	1	1	1		1	2		1	10
不	開	始		1	2	1	2	1					7
合		計	1	4	3	4	4	6	4	3	3	3	35
解	決 率	(%)	_	100	_	_	100	40. 0	100	100	100	50. 0	66. 7

注)解決率は、平成24年から中労委にあわせて見直したため、23年以前の会報の解決率とは一致しない。

終結事件処理日数

区分			年	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
1 0	日	以	下	1	1	1	1	1	1		2			8
11	~	20	日		1	1	1	1		1				5
2 1	~	3 0	日					1	1	1		1	2	6
3 1	~	6 0	日		1		2	1	3	2	1	2	1	13
6 1	~	9 0	日											0
9 1	日	以	上		1	1			1					3
件	数	•	計	1	4	3	4	4	6	4	3	3	3	35
延べ	処	理	日数	8	155	88	109	97	280	129	62	114	88	1, 130
			理日数		38.8	29. 3	27. 3	24. 3	46. 7	32. 3	20. 7	38. 0	29. 3	32. 3

注1)繰越事件は、終結年で計上している。

注2) 処理日数は、申請月日(当日を含む) から終結月日(当日を含む) までの日数をいう。

2 個別労働関係紛争事件調整状況一覧表

	•		
担当職員	光	井 年 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	和田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
% 結 状 况	打切り	解決	取下げ
処理日数	23	37	28
※ 提 年 円 口	26. 2.18	26. 8. 28	26. 11. 10
調整經過	26. 1.27 事前調査 (申請者) 26. 1.31 事前調査 (被申請者) 26. 2.18 第1回あっせん	26.7.23 事前調査 (申請者) 26.7.31 事前調査 (被申請者) 26.8.28 第1回あっせん	26.10.14 事前調査(申請者) 26.10.23 事前調査(被申請者) 26.11.10 取下書提出
あっせん員 (公) (労) (使)	鈴首赤木藤松	海 村	指名前終結
あっせん事項	・雇用契約を更新できないことの 理由の説明 ・雇用契約の更新 (継続)	・解雇撤回・未払残業代の支払	・退職に当たっての年次有給休の取得を認めること及びそれに伴う離職日の訂正
従業員数	47	216	150
業	26. 1.27 その他のサービス業	飲食業	娯楽業
申請年日日		26. 7.23	26.10.14 娯楽業
申請を	郑	栄	郑
事	26年 (個) 1 号	26年(個)	3号(個)
No.	1	2	3

注)処理日数は、申請月日(当日を含む)から終結月日(当日を含む)までの日数をいう。

3 事件の概要 (1) 亚成26年(個) 第1号あっせん事件

(1) 平成26年	(個)第1号あっせん事件
申請者	X 1
者被申請者	株式会社A業種その他のサービス業
申請年月日	平成26年 1月27日
終結年月日	平成26年 2月18日
終結区分	打切り
あっせん事項	①雇用契約を更新できない理由の説明
	②雇用契約の更新 (継続)
あっせん員	鈴木芳明(公)、首藤浩二(労)、赤松健一郎(使)
	1 申請者の主張
事件の概況	(1)平成25年3月1日、公共施設の指定管理者となっている被申請者の職員
	として、26年3月31日までの有期雇用契約で採用された。採用面接の際、
	被申請者の総務課長は、被申請者が指定管理者である期間は契約を更新で
	きると言っていた。
	9月、被申請者の館長や総務課長から、勤務態度を理由として「会社を
	辞めてもらいたい。」と言われたが、申請者は拒否した。その後、被申請
	者側から「この話は白紙に戻す。」と言われた。
	26年1月22日、雇用契約の更新について、被申請者側と従業員全員との
	個別面接があった。申請者は面接の席上で「契約は更新しない。」と言わ
	れた。
	これに対して申請者は、理由を書面で明らかにするよう求めたが、被申
	請者側は、「その必要はない。契約期間の満了によるものだ。」と応じ、
	以後、取り合わなかった。
	1月27日、申請者は事態の解決策を求め申請に至った。
	(2)契約を更新しないと告げられたのは申請者のみのようである。しかも何
	の説明もないことについて、到底納得できない。
	毎日、早朝からまじめに一生懸命に働いてきた。契約の更新を求めた
	٧٠°
	2 被申請者の主張
	申請者にはこれまでいくつかの問題行動があり、館長、副館長の指導や
	同僚からの注意喚起を受けても改善がみられず、今後の改善が見込まれな
	いことなどから、雇止めを決定した。
	また、申請者に対して雇止めの理由書を交付しなかったのは、理由書の
	中で過去の行状を具体的に書くことにより、本人のプライドを傷つけるこ
	とを避けるための配慮であるが、必要であればあっせんの場で提出する。
	3 あっせんの結果
	2月18日に、第1回あっせんを実施。 冒頭、申請者に対して、「雇止
	め理由証明書」が交付された。申請者からは、証明書に記載されている雇
	止めの理由は到底受け入れられない、金銭解決をするのであれば、給与の
	6ヶ月~1年分はもらいたいとの主張があった。
	一方、被申請者側は、雇用契約の更新については考えていないと回答。
	また、解決策として、被申請者から
	① 3月中は申請者は勤務を要しないこととするが、給与は支払う。
	② 解決金としては、給与の1ヶ月分を支払う。これが限度である。
	との回答があり、これを申請者に伝えたところ、申請者は「回答には応じ
	られない。裁判等で徹底的に争う。」と応じ、歩み寄る姿勢は無かった。
	以上の経緯により、あっせん員協議の結果、双方の合意を得ることは難
	しいと判断し、あっせんを打ち切ることを決定した。

(2) 平成26年(個)第2号あっせん事件

(2) 平成26年	(個)第2号あっせん事件
当 申請者	X 2
者 被申請者	有限会社B業種飲食業
申請年月日	平成26年 7月23日
終結年月日	平成26年 8月28日
終結区分	解決
あっせん事項	
	②未払い残業代の支払
あっせん員	須賀陽二(公)、村田正利(労)、杉原正晴(使)
	1 申請者の主張
事件の概況	(1) 解雇の撤回
	解雇理由が、「自分の判断でしばしば遅刻や早退をし、数回注意をした
	が改めなかった。」とされているが、被申請者は、申請者の労働時間をタ
	イムカードやその他の勤怠管理システム等では管理しておらず、遅刻、早
	退等は社長が恣意的に判断しているものである。1月22日に1月3日を解
	雇予告日とし、1月30日付けでの解雇を通告されている。このような解雇
	は合理的な理由を欠き、解雇手続も適正ではなく社会通念上相当として是
	認することはできない。
	(2) 未払い残業代の支払
	申請者は、休暇中にも社長に出勤を命じられる等被申請者の指揮監督下
	でシフト制で勤務しており出退勤の自由もなく、商品の仕入れを行っては
	いたが最終決定権はなかった。店舗に常駐しており、役職手当、賞与等で
	の優遇処置もなかった。さらに、一般の飲食店店長が有する店舗に割り当
	てられた予算内での宣伝広告、メニュー、価格の決定、アルバイト・パー
	トの採用、解雇、時給決定等の決定権限もなかった。このため、管理監督
	者にはあたらず、被申請者が残業代を支払わない理由とはならない。
	2 被申請者の主張
	(1) ピークタイムで店が忙しくなる時間に電話しても不在のことが多く、従
	業員に聞いても所在不明である。申請者が店の営業中にパチンコに出かけ
	ているとの従業員からの報告もあったので勤務店舗を異動させた。申請者
	の勤務態度が改善すればと思っていたが、異動後も、申請者のこのような
	勤務態度は変わらなかった。退職を求めた本当の理由は、申請者のこの勤
	務態度不良である。
	申請者は管理職と考えタイムカードでの管理はしていなかった。しか
	し、勤務すべき核となる時間帯はあり、その時間帯における勤務態度が不
	良であると判断して退職を求めたものである。
	会社としては、あくまでも自主退職を求めたもので、失業給付の早期受
	給のため、会社都合にして欲しいとの申請者からの要望で解雇の形をとっ
	たまでである。
	(2) 申請者の年俸は社内で一番高く、店舗内で企画・管理部長の右腕として
	勤務してもらう予定で招いており、役員会にも出席していた。申請者は管
	理職であるとの認識である。
	3 あっせんの結果
	8月28日に、第1回あっせんを実施。解決金の支払いで合意し、あっせん
	員立会いのもとに協定書を締結して本紛争は解決し、終結した。

(3) 平成26年	(個)第3号あっせん事件
申請者	X 3
者被申請者	株式会社C業種 娯楽業
申請年月日	平成26年10月14日
終結年月日	平成26年11月10日
終結区分	取下げ
あっせん事項	退職に当たっての年次有給休暇の取得を認めること及びそれに伴う離職日の
	訂正
あっせん員	指名前終結
事件の概況	1 申請者の主張 退職に当たって、退職届により事前に平成26年8月26日から9月20日まで の期間年次有給休暇を取得する意思表示を行った(実際には、8月26日から 8月31日までの期間は労使の合意により勤務した。)にもかかわらず、使用 者が離職票上の退職日を8月31日にしたのは問題であり、訂正してもらいた い。 9月分給与について、「離職票上の退職日以降は勤務しておらず年次有給 休暇の取得もないが、今までの恩恵的な意味から加算した。」旨の使用者の 説明は、労働者による同休暇の申出と整合性がない。労働者による同休暇の 取得を使用者において認めてもらいたい。なお、使用者が恩恵的な加算であ ることにこだわるのであれば、同休暇分の給与を別に支払ってもらいたい。
	2 被申請者の主張 労働者からの退職届は受理した。その記載内容は、「平成26年9月20日を もって退職するので、8月26日から9月20日までの期間、未消化の年次有給 休暇を取得したい。」旨の申出であった。 業務が繁忙だったことから、8月26日から8月31日までの期間は合意に基 づき勤務してもらった。一方、9月1日から9月20日までの期間は労働者の 申出どおり年次有給休暇を付与した。その証左として、9月分給与で当該年 次有給休暇を付与した期間分の金額を加えている。 それにもかかわらず、離職票の離職日が8月31日になっていることは、手 続ミスであり申し訳ない。「実際に職務を離れた日が離職日である。」 と、 総務担当係長が誤解したことが原因である。離職日の訂正を速やかに行いた い。訂正に当たり、手続ミスについての謝罪及び迅速に訂正の対応を行う旨 を記した文書を労働者に送付しようと考えている。 3 あっせんの取下げ 上記使用者の主張を労働者に伝えたところ、使用者の謝罪と離職票の訂正 があり次第、あっせん申請を取り下げる旨の回答があった。 11月10日に労働者からあっせん申請取下書が提出され、本件紛争は終結し た。

第3節 争議行為予告及び労働争議実情調査

1 争議行為予告

労働関係調整法第37条による公益事業の争議予告は34件で、うち当労委が直接受理した ものは4件であった。

争議行為予告一覧表

番号	受付月日	通知者	業種	争議項目	受付労委
1	2. 18	国鉄労働組合	陸上旅客	ベースアップの要求等	中労委
2	2. 19	ANA乗員組合	航 空	疲労管理に関する要求等	11
3	2. 21	通信産業労働組合中央本部	通 信	ベースアップの要求等	11
4	2. 26	大分県医療・福祉労働組合連合会	病 院	賃上げ等	大分労委
5	2.25	ANAウイングス乗員組合	航 空	ベースアップの要求等	中労委
6	2. 25	全日本建設交運一般労働組合全国鉄道本	陸上旅客	ベースアップの要求等	11
		部			
7	2. 26	エヌ・ティ・ティ労働組合	通 信	ベースアップの要求等	11
8	2. 27	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	ベースアップの要求等	11
9	2. 28	全日本赤十字労働組合連合会	病 院	ベースアップの要求等	11
1 0	3. 5	日本私鉄労働組合総連合会	陸上旅客	ベースアップの要求等	11
1 1	3. 7	全日本空輸乗員組合	航 空	ベースアップの要求等	11
1 2	3. 7	日本航空乗員組合	航 空	安全運航に関する要求等	11
1 3	3. 17	KDDI労働組合	通 信	年間一時金等	11
1 4	3. 17	国家公務員共済組合連合会病院労働組合	病 院	ベースアップの要求等	11
1 5	4. 21	長崎私交通労働組合	陸上旅客	ベースアップの要求等	11
1 6	6. 2	ANAウイングス乗員組合	航 空	安全運航に関する要求等	11
1 7	6. 2	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	一時金等	11
1 8	6. 9	日本航空乗員組合	航 空	勤務・通勤に関する要求	11
1 9	6. 9	ジェイエア乗員組合	航 空	賃金に関する要求等	11
2 0	6. 9	日本航空(株)(相手方:日本航空乗員組合)	航 空	勤務・通勤に関する要求	11
2 1	7. 22	自治労大分県本部全国一般大分地方労働組合及び	公衆衛生	あっせん内容に係る迅	大分労委
		タクマテクノス宇佐事業所分会		速かつ誠意ある対応	
2 2	8. 11	全日本赤十字労働組合連合会	病 院	賃金改善に関する要求等	中労委
2 3	9. 29	ANAウイングス乗員組合	航 空	安全運航に関する要求等	11
2 4	10. 22	大分県医療・福祉労働組合連合会	病 院	賃金・一時金等	大分労委
2 5	10. 28	大分県医療・福祉労働組合連合会	病 院	賃金・一時金等	11
2 6	10.28	ANAウイングス乗員組合	航 空	乗員養成に関する要求等	中労委
2 7	11. 5	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	年末一時金等	11

番号	受付月日	通知知	者	業	種	争	議	項	目	受 付 労 委
2 8	11. 10	ジェイエア乗員組合		航	空	賃金,待	遇に関	する要	求等	中労委
2 9	11. 10	日本航空乗員組合		航	空	不当角	解雇撤	如要	求等	"
3 0	11. 10	日本航空キャビンクルーユニス	トン	航	空	不当角	解雇撤	如要	求等	"
3 1	11. 10	日本航空(株)(相手方:日本航	空乗員組合)	航	空	不当角	解雇撤	如要	求等	IJ
3 2	11. 10	日本航空(株)(相手方:日本	航空キャビ	航	空	不当角	解雇撤	如要	求等	"
		ンクルーユニオン)								
3 3	11. 17	国家公務員共済組合連合会病院	完労働組合	病	院	賃金	改善	等		<i>II</i>
3 4	12. 8	長崎私交通労働組合		陸上	旅客	労働	協約	改定		11

2 労働争議実情調査

労働委員会規則第62条の2に基づく労働争議の実情調査のうち、県内に係る ものは33件であった。

労働争議実情調査一覧表

	双大旧				
事件	受付	ýu A 57	争議項目	調査	/
番号	月日	組 合 名	争議項目	月日	備考
1	2. 26	大分医療生協労働組合(旧大分健生病院労働組合)	賃上げ等	6. 23	4
2]]	宇佐病院労働組合	11	8. 1	"
3]]	山本病院労働組合	"	4. 18	"
4	2. 27	東久大通運労働組合	ベースアップの要求等	5. 23	8
5]]	臼杵運送労働組合	"	5. 10	"
6	IJ	大分海陸労働組合	"	4. 8	"
7]]	ダイヤモンドライン労働組合	"	5. 14	"
8]]	大分運輸労働組合	"	5. 14	"
9]]	豊後通運労働組合	"	5. 14	"
1 0	2. 28	大分赤十字病院労働組合	"	9.30	9
1 1	3. 5	大分交通労働組合	"	4. 17	1 0
1 2]]	大分バス労働組合	"	"	"
1 3	IJ	日田バス労働組合	"	"	"
1 4	IJ	亀の井バス労働組合	"	"	"
1 5	3. 17	国家公務員共済組合連合会病院労働組合新別府支部	"	11. 25	1 4
1 6	6. 2	豊後通運労働組合	一時金等	9.30	1 7
1 7]]	東久大通運労働組合	"	9.30	"
1 8]]	臼杵運送労働組合	"	9.30	"
1 9]]	大分海陸労働組合	"	9.30	"
2 0	IJ	ダイヤモンドライン労働組合	11	9.30	"
2 1	IJ	大分運輸労働組合	"	9.30	"
2 2	7. 22	自治労大分県本部全国一般大分地方労働組合及び タクマテクノス宇佐事業所分会	勤務体制変更等	1. 30	2 1
2 3	8.11	大分赤十字病院労働組合	賃金改善等	11. 27	2 2
2 4	10. 22	宇佐病院労働組合	一時金等	1. 19	2 4
2 5]]	山本病院労働組合	11	12. 22	"
2 6	10.28	大分医療生協労働組合(旧大分健生病院労働組合)	賃金•一時金等	12. 2	2 5
2 7	11. 5	豊後通運労働組合	年末一時金等	11. 8	2 7
2 8]]	東久大通運労働組合	11	12. 12	"
2 9]]	臼杵運送労働組合	11	11. 29]]
3 0	IJ	大分海陸労働組合	11	12. 17	"
3 1	IJ	ダイヤモンドライン労働組合	"	12. 3	"
3 2	11. 17	大分運輸労働組合	"	11. 18]]
3 3	11. 17	国家公務員共済組合連合会病院労働組合新別府支部	賃金改善等	11. 25	3 3

※備考の番号は、28~29ページにある争議行為予告一覧表番号に対応している。

第5章 労働相談業務·個別労働紛争処理制度周知月間

第1節 労働相談業務の概況

1 労働相談業務の状況

当委員会では、労働関係紛争のあっせんや不当労働行為事件の審査の前段に寄せられる相談、助言等を労働委員会の特性を活かしながら実施した。 平成26年の実績は次のとおりである。

相談業務の状況 (平成26年1月~12月)

			相	談者	別				内]		容	ξ		別					
									経	と営・	人事	ŕ		賃	金 等			条件等		
区		分	労	使		団 体	解	配	懲	そ	賃	退	時間	そ	年休	そ	その			
'),j	働	用	計	交			戒処	の	金未	職	外	0	•	0	他	計		
			者	者		渉	雇	転	分	他	木 払	金	手当	他	休暇	他				
	H÷.					(2)											(2)	(4)		
相	集	寸	19	4	23	12	1			1	1		1		1	1	11	29		
談	個	別					(3)	(1)		(2)	(2)		(1)		(1)	(1)	(4)	(15)		
件	쁘	⁵⁰ 146	146	11	157	3	26	11	3	36	28	7	8	22	21	54	71	290		
数		計				(2)	(3)	(1)		(2)	(2)		(1)		(1)	(1)	(6)	(19)		
		н	165	15	180	15	27	11	3	37	29	7	9	22	22	55	82	319		
Les	来	所				_	(2)	(1)	0	(2)	(2)	_					(2)	(9)		
相			51	6	57	7	10	6	2	20	10	5	2	9	8	11	32	122		
談	電	話			101	(2)	(1)	_			10		(1)	1.0	(1)	(1)	(4)	(10)		
方			112	9	121	8	17	5	1	17	19	2	7	13	14	44	48	195		
法	EУ	ール等	2		2												2	2		
相談	炎の	う集																		
ち、	あっ	o 団	2		2	1											1	2		
	しに当																			
つた	と件数	汝 別	2		2		1				1				1		1	4		

注1) ()は使用者からの相談分の再掲

年別相談件数の推移

区分	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
相談件数	153	149	172	200	246	300	423	383	319
うち 相談週間	100	104	123	103	100	134	146	144	119

[※] 労働相談業務は、平成18年2月開始

注2) 内容別件数は、1件当たり複数の項目もあるため相談件数と一致しない。

第2節 労働相談週間

平成26年2月及び10月に、「悩まず どんとこい労働相談週間」を設定し、集中的に相談を受け付けた。その実績は次の通りである。

1 相談週間の相談状況

(1) 第1回相談週間【平成26年2月3日(月)~9日(日)】の実績

	NA I ELLI		相談者別		10	<u> </u>	Он	内		υн	容	_	人心	<u></u> 別			
						糸	圣営	・人事	į.		賃	と 等		労働多	6件等		
Þ	区 分	労働者	使用者		団体交渉	解雇	配解	懲戒処分	その他	賃金未払	退職金	時間外手当	その他	年休・休暇	その他	その他	盐
相	談件数	36	3	39	3				7	10	1	2	3	4	11	15	56
相談	来 所	9	1	10	1				4	3		1	1	2	4	5	21
方法	電 話	27	2	29	2				3	7	1	1	2	2	7	10	35
刀伍	Eメール等																

注) 内容別件数は、1件当たり複数の項目もあるため相談件数と一致しない。

(2) 第2回相談调間【平成26年10月1日(水)~7日(火)】の実績

	N1 2 11 11			炎者別		10/1	<u>ı </u>	内		<u> </u>	容			別			
						糸	圣営・	・人事	F		賃	と 等		労働多	条件等		
×	区 分	労働者	使用者	計	団体交渉	解雇	配転	懲戒処分	その他	賃金未払	退職金	時間外手当	その他	年休・休暇	その他	その他	計
相	談件数	25	2	27		6	1		10	6	1	2	4	2	14	17	63
相談	来 所	3		3		1			3	1	1		1			3	10
方法	電 話	22	2	24		5	1		7	5		2	3	2	14	14	53
ガ伝	Eメール等																

注)内容別件数は、1件当たり複数の項目もあるため相談件数と一致しない。

労働相談週間周知のため、関係機関等にリーフレットやチラシを配布するとともに、新聞、 テレビ・ラジオ、県・市町村・各種団体等の広報紙・インターネット等による広報を行った。



○ チラシ



○ 求人情報誌掲載記事

第3節 個別労働紛争処理制度周知月間

「個別労働紛争処理制度周知月間」(10月)に、以下の取組を実施し、県労委ホームページに「個別労働紛争処理制度周知月間」のページを掲載した。

(1) ポスター・リーフレットの配布

・ポスター(500部)、リーフレット(1,600部)を国(労働局・労基署・ハローワーク)、県、市町村、労働団体(連合大分・県労連・合同労組等)、使用者団体(経営者協会・商工会議所・商工会等)へ配布した。

(2) 広報紙への掲載依頼等

- ・県広報担当課(テレビ、ラジオ、新聞)
- ・県以外の広報紙(市町村、商工会議所、商工会、求人情報誌等)

(3) 『悩まず どんとこい労働相談』週間の実施

・10月1日(水)~7日(火)の一週間、平日時間外(20時まで)及び土・日も相談に対応し、労働委員会の周知とあっせん等の掘り起こしを図った。





◎リーフレット表面(A4版)

◎リーフレット裏面(A4版)

第6章 会議及び研修

労働委員会規則第86条の規定により、委員会相互の間の連絡を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るため、全国又は各地域別に公益委員、労働者委員及び使用者委員の 三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長の各連絡会議が設けられている。

このほか、労働問題の適正妥当な解決、事務処理の迅速化を一層促進するため、全国又は各地域別に公益委員連絡会議、調整・審査の各主管課長会議等が開催されている。

平成26年中に開催された諸会議の概要は、次のとおりである。

1 全国会議

(1) 全国労働委員会会長 事務局長連絡会議

- ◎ 会長連絡会議
 - ① 期 日 平成26年6月13日
 - ② 場 所 青森市「ホテル青森」
 - ③ 議題懇談

ア「救済命令におけるバックペイの算定について」

- (1) 提案理由説明(広島県労委会長)
- (2) 各ブロック代表都道府県労委会長の発言

◎ 事務局長連絡会議

- ① 期 日 平成26年6月12日
- ② 場 所 青森市「ホテル青森」
- ③ 議 事
 - ア 審査概況等について
 - イ 調整事件等の概況について
 - ウ 今後の労働委員会活性化の取組について
 - エ 平成26年度公労使委員合同研修について
 - オ 第69回全労委総会について
 - カ 労働委員会制度創設70周年記念行事について
 - キ 次回の全労委会長・事務局長連絡会議の開催地等について

(2) 平成26年度公労使委員合同研修

- ① 期 日 平成26年9月4日(全体研修) 平成26年9月5日(独自研修)
- ② 場 所 (全体研修) 東京都「中野サンプラザ」

(公益委員研修) 東京都「労働委員会会館」

(労働者委員研修) 東京都「労働委員会会館」

(使用者委員研修) 東京都「日本工業倶楽部会館」

- ③ 内容
- 全体研修
 - ア 講演「最近の労働委員会を巡って」
 - イ 講演「労働法の基礎 -労働法の体系と基本的な考え方-」
 - ウ 講演「和解について」
 - エ パネルディスカッション

テーマ「労働委員会における和解の進め方」

- · 公益委員研修
 - ア 審査実務研修「事例研究(1事例)」
 - イ 和解実務研修「事例研究(1事例)」
 - ウ 調整実務研修「判例及び事例研究」
- · 労働者委員研修
 - ア 講演「不当労動行為救済制度の意義と内容」
 - イ 講演「個別労働紛争処理制度と労働関係法規」
 - ウ 講演「労働者委員としての心構え」
- 使用者委員研修
 - ア 講演「労働紛争の解決において使用者委員として知りおくべき労働法のポイント」
 - イ 講演「使用者委員としての経験談」

ウ 講演「労働委員会使用者委員として知りおくべき判例」

(3) 第69回全国労働委員会連絡協議会総会

- ① 期 日 平成26年11月13日~14日
- ② 場 所 東京都「中野サンプラザ」
- ③ 議 題
 - ア 「労働委員会の活性化に向けた取組について」
 - イ 「正規労働者以外の労働者である組合員の氏名を開示しないことを理由とする団交拒 否に係るあっせんについて」
 - ウ 「業務運営主体が変更された場合の使用者性について」
- ④ 講 演
 - 演 題 「雇用・労働政策の現状と課題」
 - 講 師 厚生労働事務次官 村木 厚子 氏

(4)全国労働委員会公益委員連絡会議

- ① 期 日 平成26年11月13日
- ② 場 所 東京都「中野サンプラザ」
- ③ 議 題
 - ア「メンタルヘルスについて」

講師

国立精神・神経医療研究センター認知行動療法センター所長 大野 裕 氏

イ 「雇用終了事案の解決金について」

講 師

独立行政法人労働政策研究・研修機構 労使関係部門研究助手 高橋 陽子 氏

(5)全国労働委員会事務局審査主管課長会議

- ① 期 日 平成26年11月27日
- ② 場 所 東京都「労働委員会会館」
- ③ 議 題
 - ア 三者委員勧告における実例報告(神奈川、香川、長崎県労委、中労委)
 - イ 審査事件の履行確認の実例報告 (新潟、山口、北海道、東京、兵庫県労委)
 - ウ 特別報告「平成タクシー控訴審判決(H26.9.10)の内容及びその経緯」(広島県労委)

(6)全国労働委員会事務局調整主管課長会議

- ① 期 日 平成26年11月28日
- ② 場 所 東京都「労働委員会会館」
- ③ 議 題
 - ア 中労委事務局説明
 - ・調整業務の運営について
 - イ 都道府県労働委員会からの業務報告
 - ウ 都道府県労働委員会等からの事例報告
 - ・労働争議調整事件における事例(岩手、島根県労委、中労委)
 - ・個別労働紛争事件における事例(北海道、佐賀県労委)

2 九州地区会議

(1) 九州労働委員会会長 事務局長会議

◎ 会長会議

- ① 期 日 平成26年4月22日
- ② 場 所 宮崎市「ホテル・メリージュ」
- ③ 議 題

ア Y町が設置・運営する施設で働く者の契約更新を巡るあっせんについて(宮崎県)

イ 審査事件における代理人・補佐人申請の許可について(宮崎県)

◎ 事務局長会議

① 期 日 平成26年4月22日

- ② 場 所 宮崎市「ホテル・メリージュ」
- ③ 議 題

ア 平成25年度九州労働委員会協議会歳入歳出決算(案)の承認について

(佐賀県(幹事県))

イ 平成26年度九州労働委員会協議会歳入歳出予算(案)の承認について

(佐賀県(幹事県))

- ウ 九州労働委員会協議会規約、九州労働委員会協議会規約覚書、研修等の事務処理要領 及び労働委員会等申し合わせ事項の改正について(佐賀県)
- エ 平成24年度の労委規則改正で新設された制度の活用状況について(情報交換)(宮崎県)
- オ 事務局職員の資質向上について(情報交換)(宮崎県)

(2) 第81回九州労働委員会連絡協議会

- ① 期 日 平成26年5月15日~16日
- ② 場 所 熊本市「熊本全日空ホテルニュースカイ」
 - 5月15日
 - 公益委員会議
 - 研修会(講演)
 - 演 題 「今後の労働法制改革の課題」
 - 講 師 早稲田大学法学学術院教授・中央労働委員会公益委員 島田 陽一 氏 5月16日
 - 本会議

(報告事項)

ア 前回(第80回)連絡協議会の結果について(佐賀県)

イ 全労委運営委員会の結果について(佐賀県)

(審議事項)

ア 複数の争点がある不当労働行為審査事件における部分的な和解について(熊本県)

イ 個人情報保護条例を視野に入れた個別労働関係紛争あっせんのあり方について(熊本県)

(3) 九州労働委員会公益委員連絡会議

- ① 期 日 平成26年10月9日
- ② 場 所 佐賀市「グランデはがくれ」
- ③ 議 題
 - ア 「審問を経ずに命令を発出する手続」の運用について(福岡県)
 - イ 行政が財政的に援助している団体における労使紛争の取り組み事例について(経験 交流)(佐賀県)
- ④ 講 演
 - 演 題 「個別労働紛争の解決手段-ADRを中心として-」
 - 講 師 中央労働委員会公益委員(東京経済大学現代法学部教授) 木本 洋子 氏

(4) 九州労働委員会事務局職員研修会

- ① 期 日 平成26年10月10日
- ② 場 所 佐賀市「グランデはがくれ」
- ③ 講 義
 - 演 題 「適法な命令を発出するために留意すべき事項について」
 - 講 師 中央労働委員会事務局第一部会担当審査総括室付審査官 和田 文彦 氏

(5) 九州労働委員会事務局課長会議

- ① 期 日 平成26年9月4日
- ② 場 所 長崎市「長崎県労委会議室」
- ③ 議 題
 - ア 平成27年度九州ブロック労働委員会諸会議開催計画について(佐賀県)
 - イ 平成27年度調査研究会議の研修内容等について(長崎県・熊本県)
 - ウ 九州労働委員会会長会議において、全国労働委員会会長連絡会議の議題に関して意見 交換を行うことについて(佐賀県)
 - エ 委員からの要望等意見聴取機会の設定及び意見反映について(鹿児島県)

- オ 歴史公文書の移管等について(福岡県)
- カ 全国労働委員会事務局調整主管課長会議における都道府県労働委員会からの業務報告について(佐賀県)
- キ 使用者側からの労働相談への対応について(情報交換)(宮崎県)
- ク 委員報酬の支給基準について(情報交換)(大分県)
- ケ 委員及び職員の資質向上対策等の取組みについて(情報交換)(長崎県)
- コ 平成26年度個別的労働紛争処理制度PR活動について(情報交換)(長崎県)

(6) 九州労働委員会事務局調査研究会議(審査部門)

- ① 期 日 平成26年1月23日~24日
- ② 場 所 佐賀市「佐賀県庁新行政棟大会議室」
- ③ 議題検討
 - 1月23日
 - ア 請求する救済内容が実現したにもかかわらず申立人が取下げを行わない場合の対応 について(福岡県)
 - イ 調査調書及び審問調書の記載内容等について(情報交換)(福岡県)
 - ウ 労働組合資格審査について(長崎県)
 - エ 使用者側が団交の中で、一旦、組合が示した合意書に押印すると言ったならば、後 日、使用者側が合意書の文言の一部修正を主張して押印を拒むことは不当労働行為(7 条2号)に該当するか。(熊本県)
 - オ 使用者による組合事務所の提供における、提供条件の申出の不当労働行為性について (大分県)
 - カ 物証の提出がなされない不誠実団交の申立について(宮崎県)
 - キ 証人等の採否等について (鹿児島県)
 - ク 和解認定で審査手続を終了する場合の資格審査の必要性について(情報交換)(沖縄 県)
 - ケ 関与和解における和解条項の不履行に対する対応方法について(佐賀県)
- ④ 研修会
 - 1月24日
 - 場 所 佐賀市「佐賀ワシントンホテルプラザ」
 - 演 題 「集団的労使関係法における合同労組」
 - 講 師 西南学院大学法学部教授(山口県労働委員会会長代理) 有田 謙司 氏

(7) 九州労働委員会事務局調査研究会議(調整部門)

- ① 期 日 平成26年7月3日~4日
- ② 場 所 大分市「大分県庁舎本館」
- ③ 議題検討

7月3日

- ア 下請会社従業員の酒気帯びに対する元請会社の対応に関するあっせんについて(福 岡県)
- イ 労働争議または個別労働関係紛争のあっせんに係る被申請者に対する実情調査について(佐賀県)
- ウ 個別あっせん事件が打ち切りとなった後の対応について(長崎県)
- エ 合同労組組合員の雇止め、解雇争議で、雇止めの撤回、復職をあっせん事項とした 集団あっせんを金銭解決で調整する際、申請組合があっせん前の団交に対し、団交拒 否、不誠実団交を主張する際の対応について(大分県)
- オ パワーハラスメント(以下「パワハラ」という。)に関するあっせんについて(沖縄県)
- カ 労働関係調整法第37条第1項の規定に基づく通知において、争議行為の日時が「目的 実現(要求解決)までの期間」とされている場合、通知後、どの程度の期間中、労働委 員会規則第62条の4に基づく実情調査を行うべきか。(情報交換)(熊本県)
- キ 再発防止に係る広報について(情報交換)(宮崎県)
- ク あっせんに手間取った事例について(情報交換)(鹿児島県)
- ④ 研修会

7月4日

○ 演 題「最近の労働関連法令の改正と裁判例の動向について」

○ 講 師 広島大学大学院法務研究科教授(広島県労働委員会公益委員) 緒方 桂子 氏

3 研究・研修

労働委員会関係実務の処理に要求される知識の涵養を図るため、委員、事務局職員及び労働関係職員を対象に委員研究会を開催している。

(1) 第72回委員研究会

- ① 期 日 平成26年2月12日
- ② 場 所 大分市「大分県庁舎本館」
- ③ 出席者 委員、事務局職員、その他
- ④ 講 演
 - 演 題 「論点別調整事件解説を素材に」
 - 講 師 中央労働委員会事務局調整第三課長 下村 直樹 氏

(2) 第73回委員研究会

- ① 期 日 平成26年11月25日
- ② 場 所 大分市「大分県庁舎本館」
- ③ 出席者 委員、事務局職員、その他
- ④ 講 演
 - 演 題 「雇用制度改革について」
 - 講 師 神戸大学大学院法学研究科教授 大内 伸哉 氏

(3) 第65回労働委員会事務局職員中央研修

- ① 期 日 平成26年6月9日~6月11日
- ② 場 所 労働委員会会館
- ③ 出席者 事務局職員
- ④ 6月9日 講演「労働委員会事務局職員に期待する」

中央労働委員会 労働者委員 菰田 義憲 氏

講演「事務局職員へ期待すること」

中央労働委員会 使用者委員 子原 正明 氏

審査 ○不当労働行為の審査手続について

中央労働委員会事務局元審査総括室長 榎本 重雄 氏

調整 ○紛争調整に係る労働法制について

中央労働委員会事務局調整第一課長 下村 直樹 氏

○一般企業労働関係調整業務について

中央労働委員会事務局調整第二課労働専門職 福手 啓介 氏

6月10日 審査 ○命令書(案)の起案のための作業手順

中央労働委員会事務局審査官 和田 文彦 氏

- ○演 習 不利益取扱い
- ○演 習 団交拒否
- 調整 ○演 習 受付からあっせんまでの一連の処理を実事例を活用して体 得させる
 - ○都道府県労働委員会の調整事件事例紹介及び中央労働委員関東区域 地方調整委員長によるコメント
- 6月11日 講演「労働法の基礎」

中央労働委員会 公益委員 島田 陽一 氏

(4) 労働委員会事務局職員専門研修

- ① 期 日 平成26年8月25日~8月29日
- ② 場 所 埼玉県朝霞市「労働大学校」
- ③ 出席者 事務局職員
- ④ 8月25日 講義「事実認定上の留意点」

中央労働委員会公益委員 山川 隆一 氏

26日 不当労働行為事件審査演習1

不当労働行為事件審査演習2

27日 命令原案作成1 (争点整理・主張の整理)

命令原案作成2 (事実認定・判断)

命令原案作成3 (事実認定・判断)

28日 命令原案作成4 (救済方法・主文)

命令原案作成5 (総括・講師との意見交換)

講義「労働組合法上の労働者性・使用者性」

中央労働委員会公益委員 鎌田 耕一 氏

29日 講義「実務経験からみた和解の留意点」

中央労働委員会事務局元審査総括室長 榎本 重雄 氏

(5) 労働委員会委員講話

① 平成26年10月21日総会時 鈴木芳明 公益委員講話 テーマ 「ユニオン・ショップ」

② 平成26年11月11日総会時 村田正利 労働者委員講話 テーマ 「連合大分の労働相談の状況及び2014春季生活闘争最終回答集計結果に ついて」

③ 平成26年12月9日総会時 大塚伸宏 使用者委員講話 テーマ 「職場の活性化、社員のモチベーションアップに関する経営者協会の取組」

【資料編】

第 1 不当労動行為審査事件の推移 年別の取扱件数

(昭和21年~40年)

_												,							(昭/	和21年	$F^{\sim 4}$	0年)
Þ	内容	年	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
係	前	年より繰越			3	2		1		3	2	3		1			2	1	3	1	3	1
属状	新	規申立		4	6	3	5	5	5	7	3	10	5	12	8	6	9	11	16	11	6	9
況	î	合 計	0	4	9	5	5	6	5	10	5	13	5	13	8	6	11	12	19	12	9	10
		全部救済			1														1			1
	命令	一部救済								1	1								2	1		
終		棄却								1											1	
	決定	却下			2	2		1														
結	Į	命・決小計	0	0	3	2	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	1
状	和	関 与		1	3	1	4	5	2	5	1	8	2	9	2	2	3	7	10	5	1	1
	解	無関与			1	1						4	2	4	6	2	7	2	3	2	4	1
況		その他取下				1				1		1							2	1	2	
	下	和・取小計	0	1	4	3	4	5	2	6	1	13	4	13	8	4	10	9	15	8	7	2
		合 計	0	1	7	5	4	6	2	8	2	13	4	13	8	4	10	9	18	9	8	3

(昭和41年~60年)

_																			(-D.	, II	F,~0	× 1 /
P	卜容	年	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
係	前	年より繰越	7	10	12	9	8	5	11	13	6	7	9	12	11	8	9	8	11	12	12	9
属状	新	規申立	14	9	5	9	13	9	14	6	6	8	9	10	4	8	6	5	6	3	3	1
況	î	合 計	21	19	17	18	21	14	25	19	12	15	18	22	15	16	15	13	17	15	15	10
		全部救済			1				1					2	1	1		1	1			2
	命令	一部救済			2		1		3	2		2		1						1		
終		棄 却																				
	決定	却下											1									
結		命・決小計	0	0	3	0	1	0	4	2	0	2	1	3	1	1	0	1	1	1	0	2
状	和	関 与	7	4	2	2	10	2	5	8	2	1	3	3	4	4	2			2	1	1
	解	無 関 与	3	1	3	6	3	1	1	2	2	3	1	5	1	1	3	1	4		4	1
況	取	その他取下	1	2		2	2		2	1	1		1		1	1	2				1	
	下	和・取小計	11	7	5	10	15	3	8	11	5	4	5	8	6	6	7	1	4	2	6	2
		슴 計	11	7	8	10	16	3	12	13	5	6	6	11	7	7	7	2	5	3	6	4

(昭和61年~平成17年) 年 61 62 63 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 元 内容 前年より繰越 16 12 新規申立 状 況 合 計 11 18 17 18 10 10 全部救済 命令 一部救済 終 • 却 棄 決 却 下 定 結 命・決小計 2 1 和関 解 無 関 与 況 取 その他取下 下

									(平反	戈18年	E~2€	6年)
P	內容	年	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
係	前台	年より繰越	1	1	1	1	1	1	0	0	1	319
属状	新	規申立	-	1		1				1		159
況	,	合 計	1	2	1	2	1	1	0	1	1	478
		全部救済										13
	命令	一部救済										11
終	•	棄]									2
	決定	却下										2
結		命・決小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28
状	和	関 与	-			1					1	65
	解	無関与										48
況	取	その他取下		1				1				26
	下	和·取小計	0	1	0	1	0	1	0	0	1	139
		合 計	0	1	0	1	0	1	0	0	1	167

終結の状況

(平成17年~26年)

終結の年月	月日・区分	事件番号	事 件 名	申立年月日
H17. 2. 4	関与和解	14年3号	セルモほか事件	H14. 12. 17
H19. 12. 17	取下げ	19年1号	安岐運輸事件	H19. 2.23
H21. 7.11	関与和解	21年1号	カトレア事件	H21. 3.18
H23. 3.31	取下げ	61年3号	大分県現業事件	S61. 7.31
H26. 6.11	関与和解	25年1号	大分大学事件	H25. 1.17
計			5件	

第2 労働組合の資格審査の推移

(平成17年~26年)

年 内容	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
不当労働行為救済申立					1				1		2
委 員 推 薦	4		2	2	3		3	2	2	2	2 0
法 人 登 記	1		1			2			1		5
あっせん申請											0
そ の 他											0
合 計	5	0	3	2	4	2	3	2	4	2	2 7

第3 労動争議調整事件の推移

(内容別) (昭和21年~43年)

(1)	台/	1.1 /																				(哨	和21	午~	~43±	F)
内容	\	\	年 /	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	賃	上	げ	1	7	7		1	4	4	3	3	4	2	8	3	1	4	6	14	9	6	7	10	14	16
経済的事項	_	時	金		1	2		2	4	4	7	3	2	12	8	2	6	5	2	3	4	2	2	9	17	9
事項	そ	の	他	1			6	8	1	1	1	1	2	3	4			1		1	1		2		1	2
	小		計	2	8	9	6	11	9	9	11	7	8	17	20	5	7	10	8	18	14	8	11	19	32	27
	労	働協	約		3	3		2	2	2	1	2	1	2	6	3	4	1	5	4	1			1		
非	解		雇	1	7	9	3	3	2	2	1	3	2	7	4	3	4	3	1	3	1		1		3	2
非経済的事項	配	置転	換								1							2								
的事	団:	交仮	進				1						2		1				1	1			1	1		1
^垻 	そ	の	他	1		3		1			1				1				1	1		1		1	1	5
	小		計	2	10	15	4	6	4	4	4	5	5	9	12	6	8	6	8	9	2	1	2	3	4	8
	計			4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36	35

(昭和44年~平成3年)

			年																							
内容	\	\		44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3
	賃	上	げ	12	13	4	15	19	29	11	17	5	5	11	11	2	3	3	3	3	2			1	2	
経済的	_	時	金	6	4	5	2	5	12	13	3	5	5	3	5	7	3			1	3	3	2	1	3	1
経済的事項	そ	の	他		2			3	1			2		2	1		1		1			1	1			3
	小		計	18	19	9	17	27	42	24	20	12	10	16	17	9	7	3	4	4	5	4	3	2	5	4
	労付	動協	系約	4	1	1			1			1	1													1
非	解		雇	2	4	3	2	1	4	2	1	7	1	1	2		1					1		1		
経済	配	置転	換		1								2				1				1					
非経済的事項	団?	交仮	進		2			2	1			6		3	2		2	1	1		1		5	1		1
以	そ	の	他		1	4	1		1	5	4	1		1		2			1			1	1	1	2	
	小		計	6	9	8	3	3	7	7	5	15	4	5	4	2	4	1	2	0	2	2	6	3	2	2
	計		·	24	28	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5	7	6

(平成4年~26年)

																						(十八人	TT	20	1 /	
内容	_	_	年 /	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
	賃	上	げ	1	1		3	1	1	2	1											1					316
経済的	_	時	金	1			1	1				1		1	2	1		1			1	1					209
経済的事項	そ	の	他	1	2				1		1				1	1		2									63
	小		計	3	3	0	4	2	2	2	2	1	0	1	3	2	0	3	0	0	1	2	0	0	0	0	588
	労·	働協	紛約																					1	1		55
非	解		雇	2					1	1		1					3	1			1	2		1	2		113
経済	配	置転	换										1							1				1		1	12
非経済的事項	団	交促	進	2	2				1		3	1			3		2	1			1	1	5	3	4	1	67
頃 	そ	の	他			1	1	1		1			2	1	1	3				2		2	1		2	1	62
	小		計	4	2	1	1	1	2	2	3	2	3	1	4	3	5	2	0	3	2	5	6	6	9	3	309
	計			7	5	1	5	3	4	4	5	3	3	2	7	5	5	5	0	3	3	7	6	6	9	3	897

第4 個別労働関係紛争あっせん事件の推移

(内容別)

年内容	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
取 扱 件 数	4	7	3	2	5	4	4	4	6	5	4	3	3	54
経営又は人事	2	4	2	2	6		2	1	3	3	3	4	2	34
賃 金 等	5	7	5	1	1	5	4	3	4	1	3	1	1	41
労 働 条 件 等	3	2	2	1	1				1				1	11
職場の人間関係			1		2	1		1	2	1				8
そ の 他		1				2	2	1	1	4	1		1	13
合 計	10	14	10	4	10	8	8	6	11	9	7	5	5	107

[※] 個別労働関係紛争あっせん事務は、平成14年4月開始

(申請件数及び終結状況別)

	左	F		14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
兼	新 規	申	請	4	7	3	2	4	3	3	4	6	5	3	2	3	49
	解		決	1	1	1		1			1	2	3	1	3	1	15
終結	打	切	ŋ	1	1					2		3				1	8
米沢	取	下	げ		2	2	1	2	1	1	1		1	2		1	14
7九	不	開	始	2	3			1	2	1	2	1					12
	合		計	4	7	3	1	4	3	4	4	6	4	3	3	3	49

注)終結状況における繰越事件は、終結年で計上している。

第5 県内及び全国有効求人倍率・完全失業率の推移

年月	大分県	全 国	完全失 <u>推移</u> 大分県	業率の (%) 全 国
26年1月	0.81 0.83	1. 0 4 1. 0 5	3. 4	3. 7 3. 6
3月	0.88	1.07		3.6
<u>4月</u> 5月	0.88	1. 08 1. 09	3. 8	3. 6 3. 5
6月	0.88	1. 10	3. 0	3. 7
7月	0.90	1. 10	0 1	3.8
8月 9月	0.92	1. 10	3. 1	3. 5 3. 6
10月	0.94	1. 10		3. 5
11月 12月	0.96	1. 1 2 1. 1 5		3. 5

資料:大分労働局「安定所別月間有効求人倍率の推移」

第6 労働組合数、組合員数、推定組織率の状況

年	組合数	組合員	推定組織率
	(組合)	(人)	(%)
S45	785	91, 813	32.8
S46	814	93, 924	32. 6
S47	842	96, 190	30.8
S48	856	100, 903	31. 1
S49	909	104, 015	31.8
S50	926	104, 178	31. 4
S51	943	103, 569	31. 9
S52	950	102, 487	30. 2
S53	937	102, 914	28. 3
S54	937	101, 935	27. 5
S55	928	102, 038	27. 4
S56	950	106, 237	27. 7
S57	945	106, 517	27. 5
S58	938	106, 240	27. 5
S59	948	105, 646	27. 4
S60	943	106, 169	28. 1
S61	921	105, 114	27. 0
S62	924	102, 648	26. 5
S63	858	101, 824	25. 9
H元	850	103, 438	25. 5
H 2	844	101, 734	25. 4
Н 3	831	102, 394	23.6
H 4	825	103, 905	23. 1

年	組合数 組合員 (組合) (人)		推定組織率 (%)	
Н 5	818	103, 860	23. 6	
Н 6	808	103, 438	23. 6	
H 7	798	102, 082	23. 1	
Н 8	779	101, 932	21.8	
H 9	782	101, 332	21.6	
H10	743	98, 107	21.6	
H11	754	96, 409	22. 2	
H12	734	96, 409	21. 9	
H13	739 724	94, 711	20. 0	
		· ·		
H14	698	88, 361	20. 0	
H15	691	86, 624	20. 2	
H16	671	84, 032	18. 7	
H17	614	82, 056	18. 6	
H18	586	81, 420	17. 9	
H19	560	79, 533	17. 2	
H20	553	79, 057	17. 2	
H21	536	80, 405	18. 2	
H22	533	79, 863	18. 1	
H23	531	81, 408	17.8	
H24	521	81, 342	17.8	
H25	521	80, 513	17.5	
H26	516	80, 180	17. 3	

*組合員には、非単位組合の組合員を含む。 資料:県労政福祉課「労働組合基礎調査」 (現行調査は、昭和45年開始)

第7 労働争議の発生状況

年	件数(件)	参加人数(人)
S45	77	36, 619
S46	125	91, 580
S47	218	81, 142
S48	298	104, 349
S49	402	128, 719
S50	299	111, 582
S51	297	78, 823
S52	233	85, 615
S53	204	88, 819
S54	99	63, 455
S55	118	88, 414
S56	322	116, 690
S57	243	77, 629
S58	88	33, 021
S59	105	86, 088
S60	185	42, 909
S61	30	7, 202
S62	65	10, 321
S63	40	4, 092
H元	30	4, 467
H 2	26	5, 361
Н 3	18	795
H 4	24	5, 158

H 5	年	件数(件)	参加人数(人)
H 6 10 1,675 H 7 14 1,696 H 8 7 202 H 9 8 522 H10 11 1,293 H11 9 482 H12 7 132 H13 11 820 H14 4 356 H15 7 104 H16 6 416 H17 1 3 H18 4 84 H19 0 0 H20 4 38 H21 4 24	Н 5	15	2, 496
H 8 7 202 H 9 8 522 H10 11 1, 293 H11 9 482 H12 7 132 H13 11 820 H14 4 356 H15 7 104 H16 6 416 H17 1 3 H18 4 84 H19 0 0 H20 4 38 H21 4 24	Н 6	10	
H 9 8 522 H10 11 1, 293 H11 9 482 H12 7 132 H13 11 820 H14 4 356 H15 7 104 H16 6 416 H17 1 3 H18 4 84 H19 0 0 H20 4 38 H21 4 24	H 7	14	1,696
H10 11 1, 293 H11 9 482 H12 7 132 H13 11 820 H14 4 356 H15 7 104 H16 6 416 H17 1 3 H18 4 84 H19 0 0 H20 4 38 H21 4 24	H 8	7	202
H11 9 482 H12 7 132 H13 11 820 H14 4 356 H15 7 104 H16 6 416 H17 1 3 H18 4 84 H19 0 0 H20 4 38 H21 4 24	Н 9	8	522
H12 7 132 H13 11 820 H14 4 356 H15 7 104 H16 6 416 H17 1 3 H18 4 84 H19 0 0 H20 4 38 H21 4 24	H10	11	1, 293
H13	H11	9	482
H14 4 356 H15 7 104 H16 6 416 H17 1 3 H18 4 84 H19 0 0 H20 4 38 H21 4 24	H12	7	132
H15 7 104 H16 6 416 H17 1 3 H18 4 84 H19 0 0 H20 4 38 H21 4 24	H13	11	820
H16 H17 H18 H18 H19 H20 H21 H21 H21 H24 H46 H46 H46 H46 H47 H46 H47 H46 H47	H14	4	356
H17 1 3 H18 4 84 H19 0 0 H20 4 38 H21 4 24	H15	7	104
H18 4 84 H19 0 0 H20 4 38 H21 4 24	H16	6	416
H19 0 0 H20 4 38 H21 4 24	H17	1	3
H20 4 38 H21 4 24	H18	4	84
H21 4 24	H19	0	0
	H20	4	38
H22 8 40	H21	4	24
	H22	8	40
H23 6 432	H23	6	432
H24 8 381	H24	8	381
H25 10 381	H25	10	381
H26 4 234	H26	4	234

*資料:県労政福祉課「労働争議統計調査」 (現行調査は、昭和45年開始)

第8 委員

ボ	区	期別	31期	32期	33期	34期	35期	36期	37期
古城敏雄 ③ ③ (s. 6. 13元)			H2. 1. 16∼	H4. 1. 16∼	H6. 1. 16∼	H8. 1. 16∼	H10. 1. 16∼	H12. 1. 24∼	H14. 1. 24~
福垣博二 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									
			0						
②		竹屋芳昭		0					
	1		0						•
	*				0	0	0	0	0
大 簡美 泉	 を			○ (5.12.21辞)					
大崎美泉 一千手章夫 橋本順子	<u> </u>								
	~ [0				
横本順子 友永 清 佐々木 武信 △ 由布 愛 △ 国清 順 平 △ △ △ 国 東本 安紀 △ 藤田 良 光 △(2.11.30節) 篠田 良 行 △(2.12.1任) △ △ △(8.12.10節) 篠本 敏 雄 □ 良 行 △(2.12.1任) △ △ △ 正 正 藤 市 志 ○ △(4.7.1任) △ △ △	L				0	0			0
友永 清 佐々木式信 △ △ 田市 登 △ 田市 登 △ 国清 曠 平 △ △ △ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	L						0)	
佐々木 武信 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	L							0	0
曲 布 登 △ 国清 曠 平 △ △ △ 藤 田 良 光 △(2.11.30節) 篠 田 良 光 △(2.11.30節) 篠 田 良 光 △(2.12.1任) △ △ △(9.1.20任) △ △									0
国清 曠 平	L			Δ					
藤本宏紀 △ △ △ △ △ △ (11.2.1任) 藤田良光 △(2.11.30節) 篠田良光 △(2.12.1任) △ △ △(8.12.10節) 橋本敏雄 △ (9.1.20任) △ △ 三村 京市 ○ △(4.7.1任) △ △ △ 三村 京市志 ○ △(4.7.1任) △ △ △ △ 三村 京市志 ○ △(4.7.1任) △ △ △ △ 三村 張藤俊 ― ○ △ △(11.1.31節) △ △(11.1.31⑥(11.1.3	L								
藤田良光 △(2.11.30辞)	L								
 篠田良行 △(2.12.1任) △ △ △(8.12.10節) 荷本敏維 △(9.1.20任) △ △ 二 藤 方 ○ △(4.7.1任) △ △ △ 二 藤 清 志 五 八 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	L			Δ	Δ		△ (11.2.1任)		
 橋本敏雄 □崎子 □高村友喜 □△(4.7.1任) □高村友喜 □△(7.1.31節) □高村友喜 □△(7.2.1任) □△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△	L								
田崎 洋	L		△ (2.12.1任)	Δ	Δ				
高 村 友 喜	L					△ (9. 1.20任)	Δ	Δ	
	*								
	動 -			△ (4. 7. 1任)		Δ	Δ		
使 腰 俊 一 南 流一郎	当 上								
使 腰 俊 一 南 流一郎					△ (7.2.1任)				
	Î -							Δ	
対 友 俊 ー 価 村 和 秀 △ (1 斎藤 忠 夫 一 △ (15 開 田 惠 三 ★ (1 大 場 光 夫 ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	<u> </u>					Δ	△(11.1.31辞)		
棚 村 和 秀	L								△ (15. 1. 31爵
斎藤忠夫 △(1E 開田惠三 △(1E 大場光夫 少年 空東テル子 → 平島秋義 △ 長谷川泰正 △ 品川光 △ 小鼻次離 △(2.6.30節) 西中研二 △(2.7.1任) 本峰弘三 △(6.6.28任) 本(6.6.28任) △ 本(9.6.18節) → 本(9.6.18節) → 本(9.6.18節) → 本(9.6.18節) → 本(9.6.18節) → 本(9.6.18節) →	L	<u> </u>						Δ	Δ
田 惠 三	L								△ (15. 2. 1任
大場光夫 安東テル子 辛島 秋義	L	斎 滕 忠 夫							△ (15. 1. 31新
安東 テル子	L	開田惠三							△ (15. 2. 1任
辛島秋義 ▲ ▲ (9. 6.17節) 川崎安太 ▲ ★ ★ 長谷川泰正 ▲ ▲ ★ 品川光 ★ ★ ★ 竹鼻次雄 ★(2.6.30節) ★ ★ 西中研二 ★(2.7.1任) ★ ★(6.6.7節) 赤峰弘 至 ★ ★ 後藤 融 ★ ★ 単坂信隆 杉原正 晴 ★ ★	L								Δ
川 崎 安 太	_								Δ
長谷川 泰正	L				A	▲ (9. 6.17辞)			
世	-					<u> </u>			
サ 鼻 次 雄 ▲(2.6.30幹) 西 中 研 二 ▲(2.7.1任) ▲ ▲(6.6.7幹) 赤 峰 弘 三 後 藤 誠 峯 山 久 人 岡 本 邦 彦 伊 坂 信 隆 杉 原 正 晴									1
T	声			A	A	A	A	A	1
季 山 久 人岡 本 邦 彦伊 坂 信 隆杉 原 正 晴(9. 6.18辞)▲▲									
季 山 久 人岡 本 邦 彦伊 坂 信 隆杉 原 正 晴(9. 6.18辞)▲▲	-		▲ (2.7.1任)	A		<u> </u>			
季 山 久 人岡 本 邦 彦伊 坂 信 隆杉 原 正 晴(9. 6.18辞)▲▲	季								<u> </u>
季 山 久 人岡 本 邦 彦伊 坂 信 隆杉 原 正 晴(9. 6.18辞)▲▲	Î L				A				A
伊坂信隆 杉原正晴	``					▲ (9. 6.18辞)			<u> </u>
杉原正晴	Ļ						A	A	A
	Ļ	伊坂信隆							<u> </u>
▼ 期別 38期 39期 40期 41期 42期 43期		杉原正晴				<u> </u>			A
△ 期別 38期 39期 40期 41期 42期 43期									-
日夕 H16 1 26〜 H18 1 26〜 H20 1 28〜 H22 1 28〜 H24 2 1〜 H26 2 3〜									1

区	期別	38期	39期	40期	41期	42期	43期
分	氏名	H16. 1. 26∼	H18. 1. 26∼	H20. 1. 28∼	H22. 1. 28∼	H24. 2. 1∼	H26. 2. 3∼
	小林達也	•					
	富川盛郎	0	•	•			
	大崎美泉	0					
	橋本順子	0					
公	友 永 清	0					
益	宇野 稔		0	0	0	◎(25.1.31辞)	
委	曽根崎 和人		0	0	_	_	
益委員	岩尾允子		0	0	0	Q	
	麻生昭一		0	0	•	•	•
	佐藤トモコ				0	0	0
	須賀陽二				U	0	0
	鈴木芳明					◎ (25. 2. 25任)	0
	三浦恭子	A (:= = ====					0
	羽明省三棚村和秀	△ (17. 8. 26辞)	^	A (00 # 00**)			
	棚村和秀開田惠三	△ (17.1.24仕)	\triangle	△ (20. 7. 22辞)			
	大場光夫	△ △(16, 11, 30辞)	Δ	△ (20.7.22辞)			
	森政文	△ (16. 11. 30p∓)	Δ	△(21.3.31辞)			
	馬場徳明	△ (17. 1. 24任)		△ (△1. 3. 31□+)			
	嶋﨑龍生	△ (17.1.24 <u>H</u>)	Δ	Δ	△ (23. 10. 28辞)		
	米田正規		\triangle	$\overline{\wedge}$	\(\triangle \)		
学	村田正利			△ (20. 10. 9任)	$\overline{\wedge}$	△ (幹事)	△ (幹事)
労働	戸髙佳到			△ (20. 10. 9任)		<u> </u>	— (TI ₹)
者委員	宗安勝敏			△ (21.6.11任)			
委	野上惠子			,	Δ		
員	安東伸彦				△ (23. 10. 28辞)		
	吐合史郎				△ (23.11.7任)	Δ	
	小嶋一良				△ (23.11.7任)	△ (24.10.10辞)	
	小代正人					△ (24.10.10辞)	
	則松佳子					Δ	Δ
	首 藤 浩 二					△ (24. 10. 19任)	Δ
	神田健一					△ (24. 10. 19任)	△ (26.9.21辞)
	松 甩 甩 —						△ (26.9.22任)
igsquare	志賀慎二						Δ
使用者委員	後藤 誠	<u> </u>		▲ (21.1.31辞)			
	<u>峯山久人</u>	<u> </u>		A			
	岡本邦彦	<u> </u>	<u> </u>				
	伊坂信隆杉原正晴	A	<u> </u>			_	
		A		A	A	A	<u> </u>
	赤松健一郎田北裕之			A	A	A	<u> </u>
員	田北裕之川崎裕一			▲ (21. 3. 17任)	▲ (22. 7.13辞)	_	
	大塚伸宏			▲ (21. 3. 1/生)	▲ (22. 7.13辞)	▲ (幹事)	▲ (幹事)
I	馬場ピロ子					▲ (軒爭)	
	灼場 ロリナ				▲ (22. 8.16任)	_	A

●会長 ◎会長代理 ○公益委員 △労働者委員 ▲使用者委員

第9 事務局組織・職員数

年	度	定数	現員	組織
H11	5.1	12	11	事務局長 総務調整課 審 査 課 総務調整係 審 査 係
H12	4.1	12	12	事務局長
H13	4.1	11	11	
H14	4.1	11	10 (~9.30) 11 (10.1~)	総務係 調整審査係
H15	5.22	11	11	
H16	4.1	10	10	
H17	4.1	10	10	事務局長
H18	4.1	10	10	
H19	5.1	9	9	
H20	4.1	9	9	調整審查課
H21	4.1	8	9	
H22	4.1	8	8	
H23	5.1	8	8	
H24	4.1	8	8	
H25	4.1	8	8	
H26	4.1	8	8	

第10 大分県労働委員会規則

(平成十七年五月二十四日大分県労働委員会規則第一号) 改正(平成十八年二月二十八日大分県労働委員会規則第一号)

(目的)

第一条 この規則は、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号。以下「法」という。)及び労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号。以下「労委規則」という。)の規定に基づく大分県労働委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものと する。

(総会の種類等)

- 第二条 総会は、定例総会(労委規則第四条第一項の規定による総会をいう。以下同じ。)及び臨 時総会(労委規則第四条第二項及び第五項の規定による総会をいう。)とする。
- 定例総会は、毎月第二火曜日及び第四火曜日に開催することを例とする。
- 労委規則第四条第二項の規定により知事又は三人以上の委員が臨時総会の開催の請求をしよ うとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくともその期日の三日前までに、会長に通 告しなければならない。
- 労委規則第四条第四項の規定により会長が総会を招集しようとするときには、少なくともそ の前日までに、付議事項及び日時を委員に通知しなければならない。 5 労委規則第四条第五項に規定する選挙のための総会の議事は、事務局長がつかさどる
- 会長及び会長代理の選挙は、事務局長が会議に諮り、指名推薦又は無記名投票のいずれの方法によるかを決定した上で行うものとする。

(総会の付議事項)

第三条 労委規則第五条第一項第十号に規定する会長が必要と認める事項は、不当労働行為事件 の迅速かつ的確な審査に関する事項、総会の公開に関する事項等とする。

(総会の定足数)

第四条 総会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員の各過半数が出席した場合、又は使用者 委員、労働者委員及び公益委員が出席し、かつ、委員の三分の二以上が出席した場合に議事を開くことができるものとする。

(総会の公開)

第五条 法第二十一条第一項の規定による総会の公開は、総会において出席委員の三分の二以上 の同意があった場合に行うことができる。

(公益委員会議)

- 第六条 労委規則第八条第一項の公益委員会議は、定例総会の開催の日を利用して開催するもの とする。ただし、必要に応じて他の日に開催することができるものとする。 会長は、前項に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、公益委員会議を招集するものと
- する。
 - 総会で議決したとき。
 - 三人以上の公益委員から請求があったとき。

(議事録)

- 第七条 総会の議事録には、議事の内容を要約して記録するものとする
- 事務局長は総会の議事録について、直近の総会において議事録を事務局の職員に朗読させ、 労委規則第十五条第二項の承認を受けるものとする。

(労使委員の幹事)

- 第八条 使用者委員及び労働者委員(以下「労使委員」という。)は、それぞれの互選により各1名の幹事委員を置くものとする。 2 幹事委員は、労使委員各側の連絡調整に当たるものとする。

(審査の期間の目標)

- 第九条 法第二十七条の十八に規定する審査の期間(和解の勧奨に要する期間は除く。)の目標は、 不当労働行為事件の審査の実施に関して、委員会の全体として達成すべき目標を明確にすることによって、審査の迅速化を実現するため、次のとおりとする。
 - 法第七条第一号、第三号及び第四号に掲げる行為に係る事件並びに同条第一号から第四号
 - 百日
- 2 具体的な審査計画の作成に当たっては、事実の認定等に必要な主張、立証の機会を抑制しな いように配慮するとともに、争点や証拠等の内容に応じて審査の期間を決定するものとする。
- 第一項第一号に規定する事件に係る審査の期間の配分の目安は、申立てから審問の開始まで の期間をおおむね九十日(第一回委員調査にあっては六十日)、結審から命令の交付までの期間 をおおむね九十日とするものとする。

4 第一項第二号に規定する事件に係る審査の期間の配分の目安は、申立てから審問の開始まで の期間をおおむね四十日(第1回委員調査にあっては三十日)、結審から命令の交付までの期間をおおむね三十日とするものとする。

(審査の計画)

- 第十条 法第二十七条の六に規定する審査の計画(以下「計画」という。)には、争点、証拠、審 問予定及び審査進行の目安を記載するものとし、標準的な様式は別に定めるものとする。 作成した計画については、当事者の同意を得るよう努めるものとする。
- 法第二十四条第一項の規定により参与する委員は、計画の迅速な作成及び審査の迅速化のため、調査の段階から直ちに参与することができるものする。なお、この場合においては、文書により参与することができるものとする。
- 4 計画の提示は、委員調査のときその他の適宜な時期及び方法を選んで行うものとする。ただ し、審問の開始前において和解の可能性があると判断される場合は、この限りではない。
- 5 審査委員は、次に掲げる場合は、計画の変更を行うものとする。
 - 重要な争点の追加又は変更が生じた場合
 - 多数の証人又は物件について証拠調べを行う必要が生じた場合
 - 審問の途中において、和解の勧奨を行ったが、和解が成立せず、審査の進行が計画より大 幅に遅れている場合

(不当労働行為事件の審査の実施状況の公表)

- 第十一条 法第二十七条の十八に規定する審査の実施状況の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。 一 事件番号

 - 請求する救済の内容
 - 申立年月日
 - 兀 調査回数
 - Ŧī. 審問回数
 - 証人数
 - 審査の計画で定めた日数 七
 - 八 和解に要した日数
 - 九 計画変更により増減した日数
 - +処理日数
 - 十一 終結年月日
 - +-終結状況
- 前項の公表は、毎年三月三十一日までに、前年一月一日から十二月三十一日までの間の分に ついて行うものとする。
- 3 第一項の公表は、大分県労働委員会会報、労働おおいた及び大分県庁ホームページの労働委 員会のサイトに登載して行うものとする。

(調整事件の調整の実施状況の公表)

- 第十二条 調整事件の調整の実施状況の公表は、法第二十条に規定する労働争議のあっせん、調 停、仲裁及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第二 十条に規定する個別労働関係紛争のあっせんに関する次に掲げる事項について行うものとする。
 - 事件番号
 - 区分
 - 調整事項
 - 兀 申請年月日
 - 調查回数 五.
 - 六 調整回数
 - 七 処理日数
 - 終結年月日 八
 - 終結状況
- 公表の時期及び方法については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

第十三条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十八年二月二十八日大分県労働委員会規則第一号) (施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

平成十八年に行う実施状況の公表については、この規則による改正後の大分県労働委員会規 則第十一条第二項及び第十二条第二項の規定にかかわらず、平成十七年四月一日から同年十二 月三十一日までの間の分のものとする。

大分県労働委員会会報

第60号 (平成26年版)

平成27年3月10日発行

編集·発行 大分県労働委員会事務局

大分市大手町3丁目1番1号

印刷所 ㈱双 林 社

大分市碩田町2-2-13

(非売品)